

## 第1章 保存活用計画策定の目的と経緯

### 第1節 計画策定に至る経過

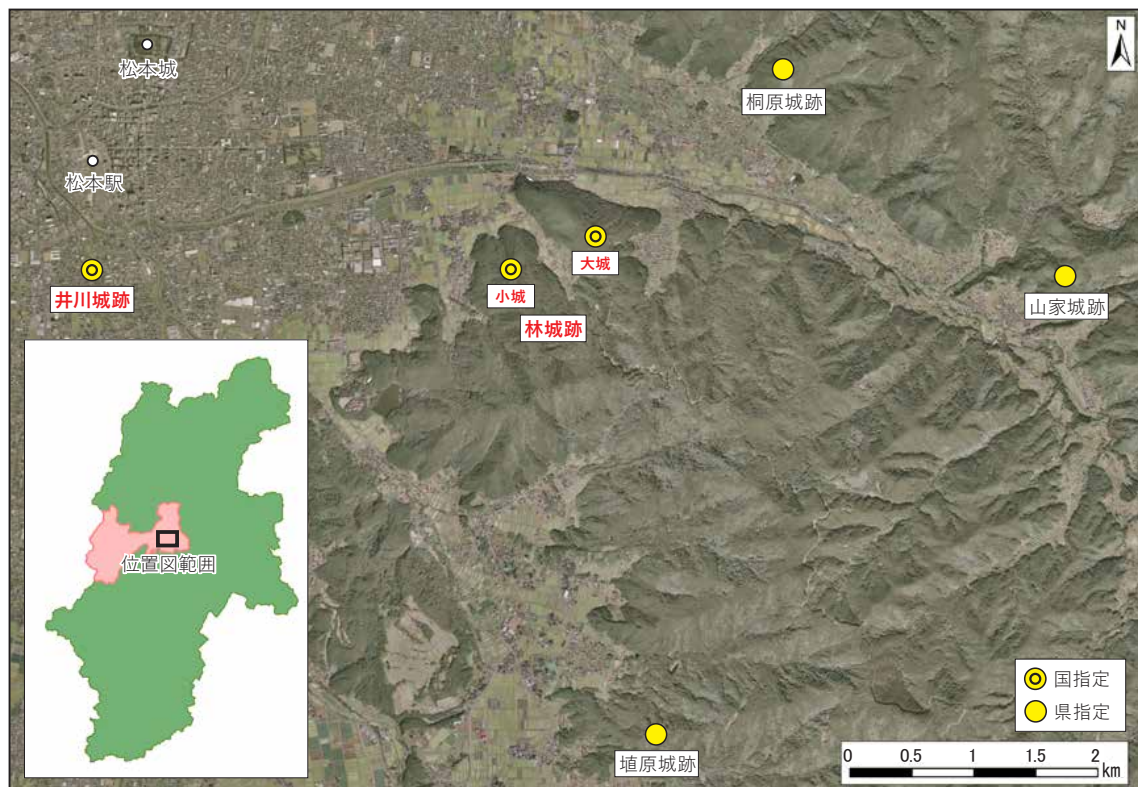
史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山地に築かれた林城跡からなります。

井川城跡は松本市の中央部、林城跡は東部に位置し、松本城を含め4キロメートル四方の中で室町時代(井川城跡)から戦国時代(林城跡)の領主の居城の変遷と近世の松本城を加えて政治の場の変遷を辿ることができます。

井川城跡及び林城跡は、昭和42年(1967)にそれぞれ市指定史跡(昭和51年(1976)、松本市文化財保護条例改正により、井川城跡は市特別史跡へ改称)となりました。さらに林城跡は、信濃守護小笠原氏が構築した規模の大きな山城で、当時の城館の在り方や小笠原氏の勢威を知る重要な資料であることを理由に、昭和45年(1970)に埴原城跡(松本市中山)と共に長野県史跡に指定されました。昭和55年(1980)には、山家城跡、桐原城跡が追加指定され、井川城跡を除く5城が県史跡小笠原氏城跡(以下「県史跡5城」という。)として保護されました。

その後、史跡の学術的な価値付けを目的として、平成25年度(2013年度)から平成27年度(2015年度)にかけて井川城跡の範囲・内容確認のための発掘調査、大城の縄張調査を実施し、平成29年(2017)2月9日に井川城跡及び大城が国史跡に指定され、平成31年(2019)2月26日には小城が追加指定されました。

3城跡の史跡指定を受け、史跡を次世代へ継承するに当たっての保存活用の方針を定めるため、令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)にかけて、国庫補助を受けて本計画の策定を行いました。



【図1】松本市及び小笠原氏城跡の位置図

## 第2節 計画策定の目的

史跡小笠原氏城跡は、信濃守護小笠原氏の城跡として価値付けられていますが、文献史料が乏しく、発掘調査なども限定的であり、不明な点が多くあります。

本計画では、史跡の持つ本質的な価値を明確化し、史跡の重要性を市民に周知するとともに、現状と課題を踏まえた上、史跡の保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方について基本方針を示すことを目的として策定しました。

## 第3節 計画策定の組織

### 1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者と地域関係者9名からなる「史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、松本市教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）が事務局となり、本計画案を提示し、様々な見地から意見をいただくとともに、文化庁文化財第二課並びに長野県教育委員会文化財・生涯学習課から指導・助言を得ました。



第1回委員会



第1回委員会後の現地視察（井川城跡）



第2回委員会



委員による現地指導

松本市教育委員会告示第30号

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月26日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡を、将来にわたって適切に保存活用し、後世に継承していくための計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月26日から施行する。

【表1】委員名簿

委員

◎：委員長 ●：副委員長

氏名	所属・役職等	備考
◎ 笹本 正治	長野県立歴史館 館長（令和2年度） 長野県立歴史館 特別館長（令和3年度）	歴史学
● 原 明芳	松本市文化財審議委員会 委員	考古学
中井 均	滋賀県立大学 教授（令和2年度） 滋賀県立大学 名誉教授（令和3年度）	考古学
佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	環境農学
大塚 勉	信州大学全学教育機構 教授（令和2年度） 信州大学全学教育機構 特任教授（令和3年度）	地質学
柳澤 一則	林古城会 会長	林城保存団体
高木 秀雄	井川城下区町会長（令和2年度）	地域関係者
寺澤 憲一	井川城下区町会長（令和3年度）	地域関係者
武井 秀樹	入山辺橋倉町会長	地域関係者
武田 善徳	里山辺林町会長	地域関係者

オブザーバー

氏名	所属・役職等
山下 信一郎	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官（史跡部門）（～令和3年6月）
渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官（史跡部門）（令和3年7月～）
谷 和隆	長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事（令和2年度） 長野県教育委員会文化財・生涯学習課主任指導主事（令和3年度）

事務局

赤羽 郁夫	教育長（令和2年度）
伊佐治 裕子	教育長（令和3年度）
横内 俊哉	教育部長（令和2年度）
藤森 誠	教育部長（令和3年度）
竹原 学	文化財課長
竹内 靖長	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長（令和2年度）
田多井 用章	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長（令和3年度）
宮井 博樹	文化財課 史跡整備担当 主任
小山 奈津実	文化財課 史跡整備担当 主事（令和2年度）・主任（令和3年度）
関沢 聡	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類
廣田 早和子	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類

## 2 計画策定の経過

- (1) 第1回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会  
日程：令和2年(2020)8月28日(金)  
場所：松本市大手公民館2階 大会議室  
内容：委嘱状交付、委員会設置目的及び経過報告について、史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定のスケジュール、史跡小笠原氏城跡保存活用計画構成(案)について、現地視察(井川城跡)
- (2) 現地指導  
日程：令和2年11月5日(木)  
場所：井川城跡、林城跡  
指導者：佐々木 邦博委員  
内容：植生の現況把握、森林管理の方法について
- (3) 第2回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会  
日程：令和3年(2021)2月8日(月)  
場所：松本市中央公民館(Mウイング) 4-4 会議室  
※一部委員及びオブザーバーはリモートで参加  
内容：保存活用計画策定の目的と経緯、史跡の概要、史跡の本質的価値と構成要素、史跡の現状と課題、令和3年度の予定について
- (4) 現地指導  
日程：令和3年3月19日(金)  
場所：大城  
指導者：大塚 勉委員  
内容：大城の地質及び石積の石材調査
- (5) 第3回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会  
日程：令和3年7月5日(月)  
場所：松本市勤労者福祉センター 3-3 会議室  
内容：令和3年度のスケジュールについて、昨年度検討内容の修正箇所について、大綱・基本方針、保存
- (6) 第4回史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会  
日程：令和3年10月21日(木)  
場所：松本市大手公民館2階 大会議室  
内容：修正箇所について、調査研究、活用、整備、運営・体制の整備
- (7) 地権者及び地元町会等への説明
  - ア 井川城跡地権者説明  
個別説明
  - イ 林城跡地権者説明会  
日程：令和3年12月19日(日)  
場所：里山辺公民館
  - ウ 橋倉町会説明会

日程：令和3年(2021) 12月20日(月)

場所：橋倉公民館

エ 井川城下区町会説明会

日程：令和3年12月21日(火)

場所：井川城下区公民館

オ 林町会説明会

日程：令和3年12月22日(水)

場所：林公民館

## 第4節 他の計画との関係

本計画は、松本市に所在する国指定文化財のうち、史跡小笠原氏城跡を対象に、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、松本市の既存の計画との整合性を図っています。

### 1 松本市総合計画（基本構想2030 第11次基本計画）

将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市の根幹となる計画です。

松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画策定に際しては、総合計画との整合が図られます。

令和3年度（2021年度）に策定された松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）は、「豊かさと幸せに挑み続ける 三ガク都」をキャッチフレーズに、「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる」を基本理念に掲げています。

まちづくりの具体的な各論である「基本施策」を7分野、47施策にまとめ、史跡小笠原氏城跡等の文化財の保存活用に係る施策は、「分野7 文化観光」の中の基本施策「7-2 歴史文化の継承」に位置付けられています。

この基本施策は、「歴史・文化資産の魅力の向上や周知を図り、教育・まちづくり・観光等に活用しながら保存し、後世に継承することを目指します。」を目標としています。施策の方向性として、「松本城や旧開智学校等の保存活用」、「文化財を活用した地域づくり」等を掲げています。

### 2 松本市教育振興基本計画

教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年（1956）法律第162号）に基づく「松本市教育大綱」に位置付けられています。平成24年（2012）3月に策定した第1次計画の施策「歴史・文化資産の保護と活用」の成果として小笠原氏城跡の国史跡への指定が挙げられており、平成29年度（2017年度）から令和3年度までを計画期間とする第2次計画では、同名施策の中の「松本まると博物館構想の推進」の事業の一つとして、「小笠原氏城跡群史跡整備事業」が提示されています。

### 3 松本まると博物館構想

松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に、平成12年（2000）に策定されました。

本計画の上位に位置する松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画は、松本まると博物館構想の理念を具現化するための計画として位置付けられています。

#### 4 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

##### (1) 策定の経緯と概要

松本市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、さらに観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして策定したものです。その後、文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、歴史文化基本構想に位置付けた各種施策のアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

策定にあたっては、地域に残る後世に伝えたい文化財を把握するために、市内35地区の公民館を拠点に、文化財調査組織を立ち上げ、住民主体の文化財悉皆調査を実施しました。この調査で把握された11,632件の文化財の中から、165の関連文化財群を設定し、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡、林城跡は表2のテーマを構成する要素として位置付けられています。

さらに、これらの関連文化財を共通するテーマごとにグループ分けを行い、史跡小笠原氏城跡は、松本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本平の城館群と館跡」として整理されるとともに、松本市の歴史や文化の特性を示す「8つの魅力」のうち「松本城と城館群」を構成する要素としても位置付けられています。

松本市は、こうして整理された関連文化財群に対し、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」に認定し、保存活用事業に対して継続的な財政支援を行っています。

【表2】関連文化財群のテーマ一覧

地区	関連文化財群のテーマ	核となる文化財
鎌田	井川城と関連文化財	井川城址跡
里山辺	林城下の遺構	林城跡
山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）と神社

※表中の文化財名称は、歴史文化基本構想及び地域計画の表記をそのまま掲載しています。

##### (2) 地域計画と本計画の関係

地域計画では、指定・未指定を問わず、文化財を末長く後世に伝えるために、松本市における文化財を取り巻く課題について整理を行い、それらを解決するための方針を定めています。本計画の作成は、課題に対する大方針「文化財の価値の共有」中の、小方針「保存活用（管理）計画の策定の推進」に沿っています。

#### 5 松本市都市計画マスタープラン

松本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となるもので、平成22年（2010）3月に策定されました。

都市づくりの目標の中の、「活力ある地域産業を育む都市づくり」の基本方針の一つに「歴史文化資源を活かした魅力ある観光のまちの形成」が位置付けられています。また、東山中地区（里山辺地区、入山辺地区）の地域別構想において、林城跡及び山家城跡、桐原城



跡を含んだ地域資源を巡る散策路の整備が挙げられています。

## 6 松本市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、歴史文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事や伝統文化の保存継承等、文化財を活かしたまちづくりを目指し策定したもので、平成23年（2011）6月に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を受けました。

令和3年度（2021年度）に第2期計画の認定を受け、この計画に基づき、教育委員会と市長部局が連携して、重点区域に指定した中心市街地において、歴史的風致の向上に努めています。

小笠原氏城館群は、重点区域外ですが、文化財の保存又は活用に関する事項において、国指定文化財の保存活用計画の策定が挙げられています。

## 7 松本市景観計画

恵まれた自然・歴史・文化遺産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、松本市を更に美しく魅力あふれた快適なまちとして、次代の市民に引き継いでいくために、平成20年（2008）に策定した景観法に基づく計画です。

計画の中で、井川城跡及び林城跡の所在地域は、「市街地景観区域」と「山地丘陵景観区域」に区分され、景観形成方針が定められています。

## 8 松本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のため施策等を策定した緑とオープンスペースに関する計画です。

平成27年（2015）に策定され、松本市全体の水と緑の将来像を定めたほか、市域を5つにエリア分けし、将来像と取り組む施策を定めています。井川城跡及び林城跡は、「市街地エリア」と「里山・森林エリア」に区分され、目指すべき将来の姿が示されています。

## 9 松本市文化芸術推進基本計画

松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、令和3年（2021）に策定されました。

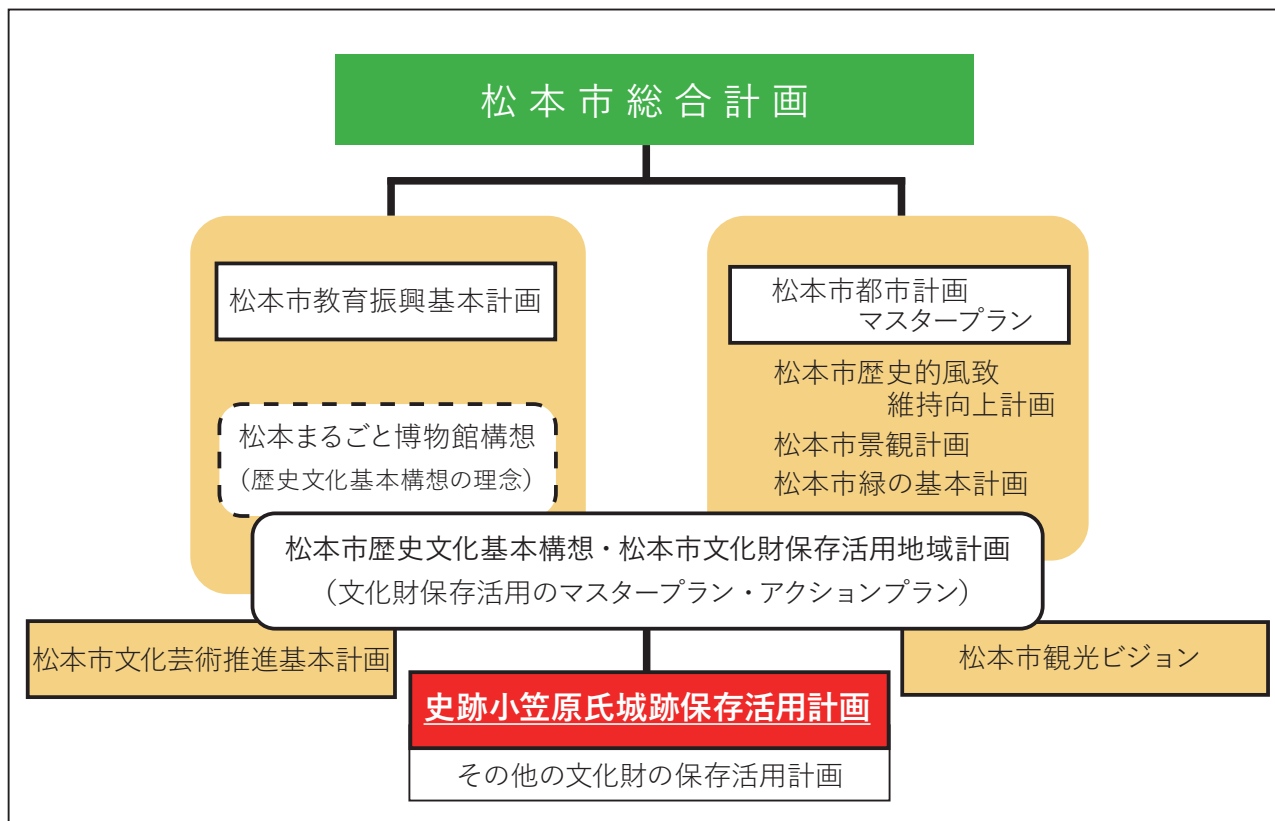
「文化財の保存・活用」が重点施策の1つとされており、文化財の適切な保護と地域活性化への活用が目標とされています。

## 10 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは平成30年（2018）4月に策定した、松本市が目指す将来像の実現に向け、観光に携わる様々な業種が連動し、市場動向に即した戦略を展開する際の指標となるものです。

目指す姿として、「3ガク都・松本」の磨かれた観光資源が世界に広がり、何度も訪れたいなるまちとして、国内外から広く注目され、人と人がふれあう「国際観光都市」、東西にそび

える美しい山々を満喫し、雄大な自然に癒される「山岳観光都市」、歴史・伝統文化に触れ、学びを深め、芸術に感動する「文化観光都市」を掲げています。



【図2】松本市における施策の体系図

## 第5節 計画の対象範囲と期間

### 1 計画の対象範囲

史跡小笠原氏城跡保存活用計画の対象範囲は、原則として史跡指定地内としますが、指定地外も遺構を保護する必要のある箇所や、史跡小笠原氏城跡の本質的価値につながる遺跡があることを踏まえ、①「史跡指定範囲」、②「今後保護を検討する範囲」、③「周辺環境を構成する区域」についても検討を行います。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とします。本計画の期間内に見直しを行い、次期計画を策定します。

## 第2章 史跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

#### 1 保存の経過

##### (1) 井川城跡

井川城跡は、これまで『信府統記』（松本藩主水野忠幹が編さんを命じ、享保9年（1724）に完成した松本藩の領内及び信濃国一円の地理・歴史に関する書籍）の記述や地名・伝承から存在が推定されてきたにすぎず、実態は不明でした。櫓台と伝わる塚状の盛土を囲む推定地一帯は、近世以来耕作地として利用されてきましたが、周辺の宅地化の波が及び、平成24年（2012）には民間による宅地開発が計画されました。計画は一度保留となったものの、その後も松本市中条保育園の移転候補地の一つとなるなど、開発による破壊が懸念される事態となりました。平成25年（2013）、松本市中条保育園の移転予定地が、居館跡推定範囲に接し、一部が周知の埋蔵文化財包蔵地となる北東側一帯に定まったことから、同年松本市教育委員会は、予定地内の試掘調査を実施するとともに、翌26年度（2014年度）にかけて土地所有者の了解の下で居館跡推定範囲の試掘調査を行い、井川城跡の実態解明に着手しました。文化庁及び長野県教育委員会、有識者の指導助言を得て、調査結果を検討した結果、検出遺構及び出土遺物が武家の居館やそれに関連するものであることが判明し、また、守護クラスの居館跡が開発されずに保存されている可能性が極めて高いことから、早急に遺跡の保護を図る必要性が指摘されました。最終的には、居館跡を含む遺跡全体の保護と保育園建設の共存を模索するため、盛土と特殊工法による園舎建設等を盛り込んだ「井川城跡の整備・活用方針」を策定し、遺跡の将来的な保存活用を図る方針を示しました。

##### (2) 林城跡

林城跡は、昭和30年代に大城における林道の開削により遺構の一部が破壊されたことを契機に、市指定史跡として保護が図られ、その後埴原城跡、山家城跡、桐原城跡とともに県史跡小笠原氏城跡として保存活用されてきました。林城跡は、山林という立地もあり、大城の主体部（主郭（曲輪1）と曲輪2）や遊歩道沿い（堂平）に東屋が建築された以外は、大きな開発の懸念はなく現在に至っています。

林城跡を始めとする県史跡5城は、地元町会や保存会、歴史研究会等が中心となり、清掃活動が行われ、また、遊歩道となっている登山道の整備も担うなど、地域住民が主体的に維持管理に携わる史跡として歩んできました。平成25年には各城跡が所在する中山、入山辺、里山辺の各地区の連合町会長の連名で国史跡指定に対する要望書が提出されました。この要望を受けて、松本市教育委員会は、県史跡5城の国史跡指定を目指すことになりました。

#### 2 指定の経過

前述のとおり小笠原氏城跡の国史跡指定へ向けての取組みは、井川城跡の保存と県史跡5城の国史跡指定という異なる動きにより始まりました。しかし、「井川城跡の整備・活用方針に

ついて」の策定に際し、県史跡5城との一体的な保存・活用を方向性として盛り込んだため、平成26年度(2014年度)から二つの取組みを統合し「小笠原氏城館群史跡整備事業I」として、国史跡指定を視野とした6城の保存活用に向けた事業としました。この事業に係る構想は、平成27年(2015)3月に文化庁が設置する「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」に報告し、専門的見地から助言を受けました。

これを受けて同年6月、文化庁、長野県教育委員会、有識者を交えた検討会を開催し、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに井川城跡と林城跡の3城について「小笠原氏城館群」(仮称)として指定を目指すこと、残る県史跡の埴原城跡、山家城跡、桐原城跡については、松本平に分布する同時期の特徴的な在り方を示す城郭群として、長野県教育委員会の主導により、別テーマによる指定を視野に広域的な保存活用を目指していく方向性を確認しました。

その方針の下、地元への周知や地権者の同意を得て、平成28年(2016)7月22日付で文部科学大臣宛に史跡指定について意見具申を行った結果、同年11月18日に文化審議会より文部科学大臣宛に「小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡」(林城跡は大城のみ)として史跡に指定するよう答申されました。これを受けて文部科学大臣が平成29年(2017)2月9日付官報で指定を告示しました。

残る小城については、平成28・29年度(2016・2017年度)に主体部周辺の発掘調査と石積測量、全体の縄張調査を実施して学術的な価値付けを行い、平成30年(2018)7月19日付で文部科学大臣宛に史跡指定について意見具申を行った結果、同年11月16日の文化審議会において追加指定が答申され、平成31年(2019)2月26日付官報で指定が告示されました。

これにより、各城跡に未指定範囲を残すものの、目標としていた3城跡の国史跡指定が完了しました。

【表3】史跡指定までの経過

年	月日	事項
昭和42年(1967)	2月1日	井川城跡、林城跡、山家城跡、桐原城跡が市指定史跡に指定
昭和45年(1970)	10月22日	小笠原氏城跡として、林城跡、埴原城跡が県史跡に指定
昭和51年(1976)	4月1日	松本市文化財保護条例改正により、井川城跡が市特別史跡に指定
昭和55年(1980)	9月8日	山家城跡、桐原城跡が県史跡小笠原氏城跡に追加指定
昭和63年(1988)	7月	大城曲輪2東屋建設に伴う調査
平成24年(2012)	—	井川城跡に民間の宅地開発が計画される。
平成25年(2013)	6月17日	松本市中条保育園の移転計画に伴い、試掘調査実施 ※同年7月31日まで
	8月30日	中山地区、入山辺地区、里山辺地区から、県史跡5城の国史跡指定要望
	8月1日	井川城跡第1次調査 ※平成26年3月31日まで
	10月	里山辺地区町会連合会から林城跡の整備について要望
平成26年(2014)	4月14日	井川城跡第2次調査 ※平成27年3月30日まで
	4月17日	「井川城跡の整備・活用方針」を市議会教育民生委員協議会に協議
平成27年(2015)	3月26日	文化庁「中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討会」に、井川城跡及び県史跡5城についての保存・活用構想を報告
	6月5日	井川城跡及び林城跡の3城での史跡指定方針について文化庁と協議
平成28年(2016)	3月25日	『小笠原氏城館群—井川城址試掘・第1次・第2次発掘調査報告書—』刊行
	7月22日	小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡(大城)の史跡指定に係る意見具申書を提出
	10月26日	小城発掘調査
	11月18日	文化審議会の答申
平成29年(2017)	2月9日	小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡(大城)が国史跡に指定
	3月22日	史跡小笠原氏城跡の管理団体に松本市が指定される。
平成30年(2018)	3月27日	『長野県史跡小笠原氏城跡林城跡(小城)—発掘調査報告書—』刊行
	7月19日	小城の追加指定に係る意見具申書を提出
	11月16日	文化審議会の答申
平成31年(2019)	2月26日	小城が史跡小笠原氏城跡に追加指定

## 第2節 指定の概要

### 1 指定告示

小笠原氏城跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

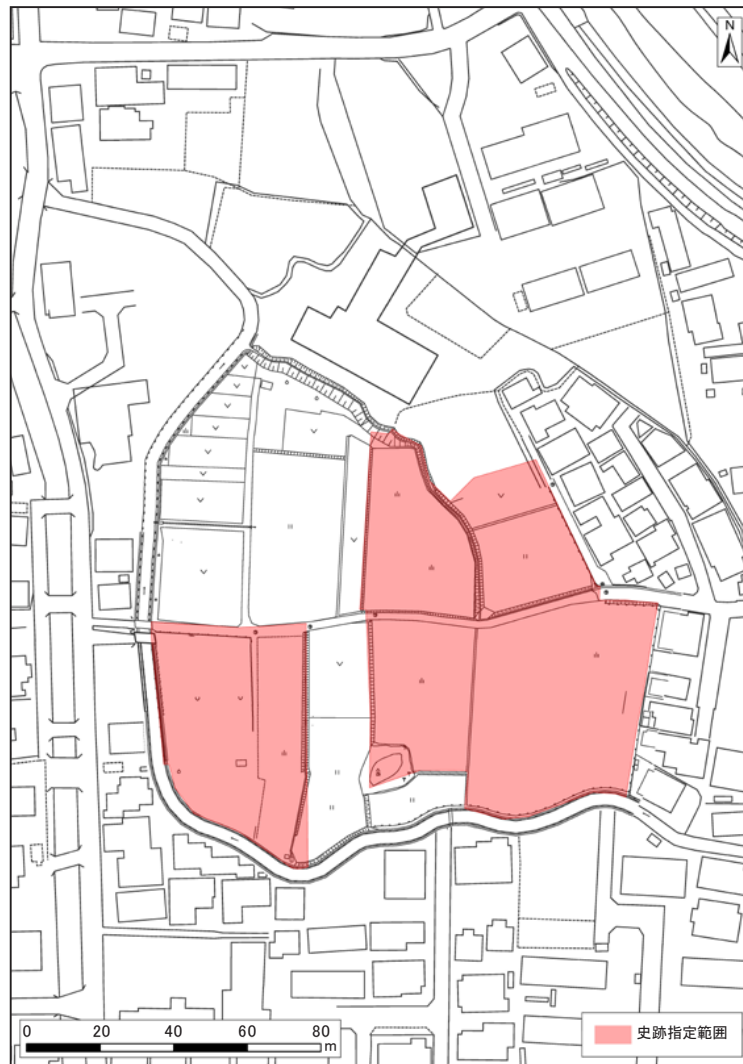
○文部科学省告示第7号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

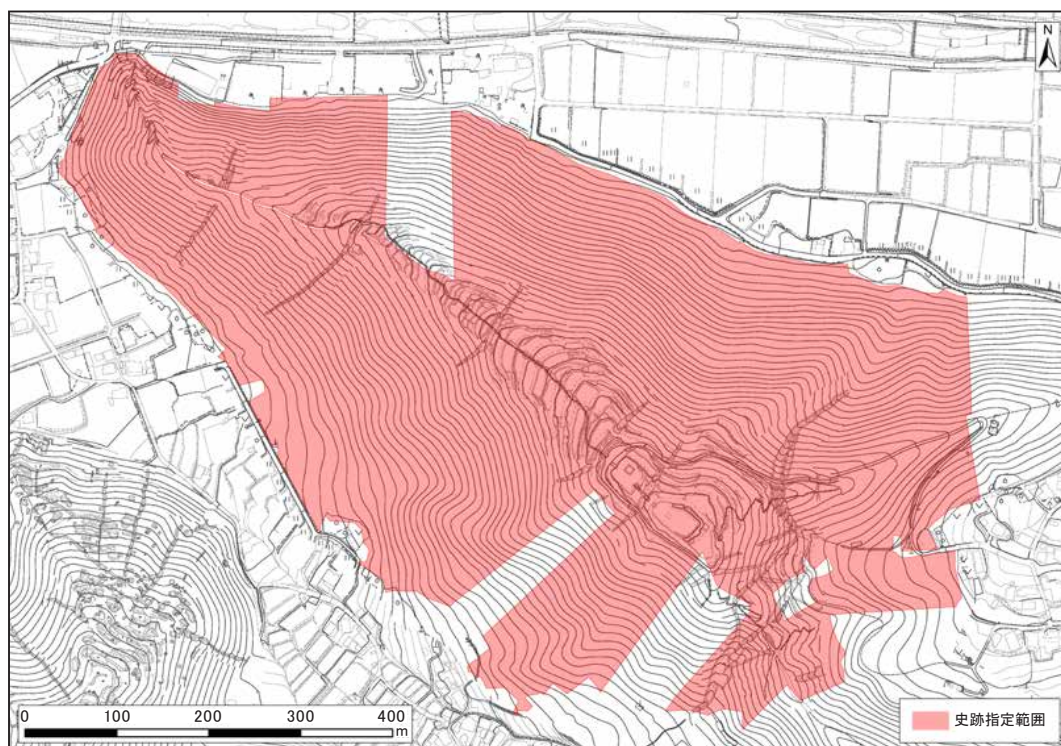
平成29年（2017）2月9日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	井川城跡 長野県松本市井川城1丁目	4551番2、4552番イ、4552番ロ、4553番、4554番2、4554番3、4554番4、4554番5、4554番6、4555番4、4556番、4557番、4562番1、4564番 長野県松本市井川城1丁目4551番2と同井川城1丁目4554番1に挟まれ同井川城1丁目4564番に南接するまでの道路敷を含む。
	林城跡	
	同 大字里山辺字山ゴシ	4849番
	同 大字里山辺字山コシ	4854番1
	同 大字里山辺字本久保	5328番ロ
	同 大字里山辺字日向山	5331番、5332番イ、5332番ロ、5333番、5334番1、5336番1、5337番2、5337番7、5338番、5339番1、5339番2、5339番3、5339番イの1、5340番2、5340番3、5340番イ、5340番ロ、5340番ハの1、5340番ニ、5340番ホ
	同 大字里山辺字福山	5341番
	同 大字里山辺字扇平	5347番1
	同 大字里山辺字城山	5348番
	同 大字入山辺字石神	87番
同 大字入山辺字日影	7341番、7342番1、7343番イ、7343番ロ、7343番ハ、7344番1、7345番1、7345番2、7346番1、7346番2、7347番イの1、7347番イの2、7347番ロ、7348番、7349番、7350番、7351番1、7352番1、7352番2、7353番1、7353番2、7353番3、7353番4、7353番5、7354番、7356番、7357番1、7357番2、7358番1、7359番1、7360番1、7360番2、7361番、7362番、7363番1、7363番2	
同 大字入山辺字城山	7355番	
同 大字入山辺字日向	7371番1、7371番2、7373番1、7373番イの1、7373番イの2、7373番ロ、7374番、7375番1、7375番2、7375番イの1、7375番ロ、7376番1、7376番2、7376番イの2、7376番ハ、7376番ニ、7376番ホ、7378番 長野県松本市大字里山辺字本久保5328番ロに東接し同大字入山辺字日向7371番1に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山5331番と同大字入山辺字日影7352番1に挟まれ同大字里山辺字日向山5340番イと同大字入山辺字城山7355番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向7373番イの1と同大字入山辺字日向7373番ロに挟まれ同大字入山辺字日向7373番イの2と同大字入山辺字日向7376番2に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向7373番イの2と同大字入山辺字日向7374番に挟まれ同大字入山辺字日向7376番2と同大字入山辺字日向7376番イの2に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向7378番に北接する道路敷を含む。	



【図3】井川城跡史跡指定範囲図



【図4】大城史跡指定範囲図

## ○文部科学省告示第26号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成31年（2019）2月26日

文部科学大臣 柴山 昌彦

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	平成29年文部科学省告示第7号	長野県松本市 大字里山辺  同 大字里山 辺字前山  同 大字里山 辺字牛久保	5234番3、5234番4、5234番6  5237番1、5238番1、5238番2、5238番3、5239番1、5239番2、5240番1、5240番2、5240番3、5240番4、5240番5、5240番6、5242番、5243番、5244番1、5244番3、5245番、5250番1、5251番イ、5251番2、5251番3、5252番1、5253番1、5253番2、5254番1、5254番2、5255番、5256番1、5256番2、5257番、5258番イ、5258番ロ、5259番、5260番2、5260番4、5260番7  5246番1、5246番2、5246番3、5247番、5248番、5249番1

## 2 指定説明

## (1) 平成29年（2017）指定時

小笠原氏城跡は、松本平の中央部から東部に位置する室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡から成る。小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることから始まり、足利尊氏に従い建武政権の樹立に功績があった小笠原貞宗が、建武元年（1334）に信濃守護に任命された。しかし、信濃国は室町幕府と鎌倉府の管轄の境界にあり、両者の対立にしばしば巻き込まれたことや、村上氏、高梨氏、諏訪氏など自立性の強い国人による反発にあい、守護職を何度か罷免されるなど、その支配は安定したものではなかった。

文安3年（1446）には、小笠原一族の間で家督相続争いが起こり、府中、鈴岡、松尾の3家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年（1534）に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放することにより終結するが、天文19年には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。このときの小笠原氏の当主、長時は、三好長慶や上杉謙信の支援を得て信濃奪回を目指すも果たせず、天正10年（1582）の本能寺の変により起こった徳川、北条、上杉、真田らによる旧武田領をめぐる騒乱に乗じて、上杉景勝の支援を得た長時の弟、洞雪齋が木曾義昌から深志城（松本城）を奪還し、さらに徳川家康の支援を受け小笠原家旧臣の支持を得た長時の三男、貞慶が深志城を奪った。貞慶の子秀政は、天正18年（1590）小田原征伐で戦功をたて、家康の関東移封にともなって下総国古河に入り、関ヶ原の戦いの翌慶長6年（1601）には加増されて信濃国飯田に移り、さらに同18年（1613）には松本に帰還した。大坂の陣で秀政、忠脩父子は戦死し、秀政の次男忠真が元和3年（1617）に加増されて播磨国明石に移封されるまでの5年間、小笠



原氏は松本城に本拠を置くことになる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する室町時代の居城である。現在も南北100メートル、東西70メートルの範囲で周囲よりも一段高い不整長方形の高まりが認められ、この場所が井川城跡と伝えられてきた。享保9年(1724)成立の『信府統記』には、館の周囲を井の字のように流れが囲んでいたことから「井河ノ城」と称したとある。文献上の初出は文安3年(1446)から55年間にわたって諏訪大社の記録を書き継いだ『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468)の記事である。応仁元年に小笠原政秀が信濃守小笠原宗清(清宗)を府中に攻めたときに、合戦の最中に切られた榊を捨てた場所として「井河堀」がみえる。

平成25・26年に松本市教育委員会が行った発掘調査では、不整長方形の高まりは、複数の河川が合流する低湿地に大規模な盛土を行って造成されたものであることが分かり、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを検出している。土塁は高まりの周囲を全周する可能性が高く、出入り口は東側で1か所確認している。堀は頭無川に流れ込む旧河川を付け替えたもので、その様子は明治に描かれた『小島村絵図』などからも知られる。

また、堀の埋土からは多量のサイカチの花粉やサイカチ近似種の立株を検出しており、堀に沿ってサイカチが植栽されていたことが分かった。サイカチは幹や枝に鋭い棘を持つことから、防禦性を高めるために植栽されたと考えられる。出土遺物には、12世紀から16世紀初頭の土師器や国産陶器、輸入陶磁器があり、15世紀前半前後のものが最も多く、15世紀末以後のもの出土量は極めて少ない。青磁花瓶や青花碗等の威信財が含まれ、また京都系土師皿の出土が目立つ。

これらのことから、井川城跡は15世紀前半に築造され、15世紀末に廃絶した一町規模の方形館であり、位置、規模、構造などから、『信府統記』にみえる「井河ノ城」である可能性が高い。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、松本盆地の東部を形成する薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。狭小な大嵩崎谷を挟んで北東尾根上に林大城跡、南西尾根上に林小城跡が所在する。明治11年(1878)の「入山辺村書き上げ」には、小笠原氏が3家に分裂した直後の長禄3年(1459)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとある。また、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文14年(1545)、松本平に侵攻した武田勢により、「林近所」「小笠原の館」が放火され、天文19年には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が自落したとある。

林大城跡は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、標高846メートルの尾根頂部の主郭から、尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に堅堀と一体化した堀切や土塁を配している。城の保存状況は良好であり、主郭の側面から背面にかけては、鉢巻き状の平石積の石垣を巡らせている。

発掘調査は松本市教育委員会が昭和63年度に副郭で、平成14年度に大嵩崎谷に所在する林山腰遺跡で行っている。副郭では時期不明の掘立柱建物等を検出している。林山腰遺跡では、戦国期に造成されたと考えられる複数の平坦面を確認し、15世紀末から16世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う大小複数の礎石建物や土坑を検出している。林山腰遺跡の成立時期が井川城の廃絶時期にほぼ合致することから、井川城から林城への居

城の移動が想定されている。

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城であり、平地に築かれた井川城から山城である林城への移動は、戦国期に全国的にみられる平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。また、いずれの城もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。さらに、これらの城は、小笠原氏の分裂から信濃退去までの間の軍事的緊張関係をよく示しているだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成29年(2017)2月号(641号)より引用)

## (2) 平成31年(2019)追加指定時

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城である。松本平の中央部から東部にかけて、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる。

小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐國小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることに始まり、建武元年(1334)に小笠原貞宗が信濃守護に任命された。文安3年(1446)には家督相続争いにより、府中、鈴岡、松尾の三家に分裂し抗争が繰り返された。この争いは天文3年(1534)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放し終結するが、天文19年には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われることとなる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する一五世紀前半から一五世紀末にかけての居城である。文献上の初出は『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468)の記事で、小笠原宗清(清宗)の名とともに「井河堀」の記載がある。松本市教育委員会の発掘調査により、周囲に流路を兼ねた堀を巡らせた南北100メートル、東西79メートルの不整長方形の大規模な盛土と、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを確認しており、土塁を巡らせた単郭の方形居館とみられる。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。小笠原氏の居館である「林館」の存在が想定される大嵩崎谷を挟んで、北東尾根上が林大城、南西尾根上が林小城と呼称される。現在、林大城の範囲のみが史跡に指定されている。明治11年の「入山辺村書き上げ」には長禄3年(1459)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとあり、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文19年には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が「自落」したとある。これらから林城は15世紀後半に小笠原清宗により築城され、井川から館を移したが、16世紀中葉の武田氏侵攻に際して兵たちが戦わずに逃亡し、落城したとみられる。

林大城は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、尾根頂部の主郭から尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に塹堀と一体化した堀切や

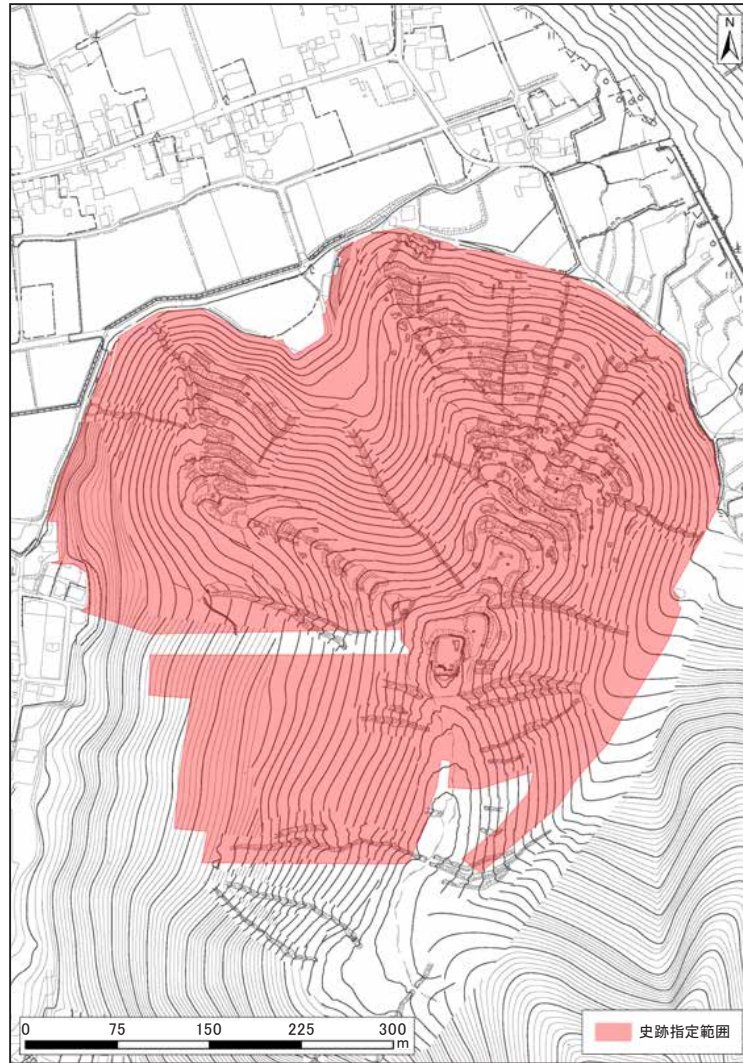
土塁を配する。主郭の側面から背面にかけては、鉢巻き状の平石積みの石積が巡る。

今回追加指定しようとするのは、大嵩崎谷を挟んで林大城と一体的に林城跡を構成する林小城の範囲である。早くは昭和11年刊行の『長野県町村誌』に林小城見取り図として報告され、昭和56年度には長野県の中世城館跡分布調査に伴い調査されたが、本格的な調査は平成2から7年度にかけての松本市史編纂に伴う縄張り調査である。その後平成28・29年度には松本市教育委員会により発掘調査、石積測量調査、石材調査、縄張調査が行われ、城郭の詳細な構造が把握された。

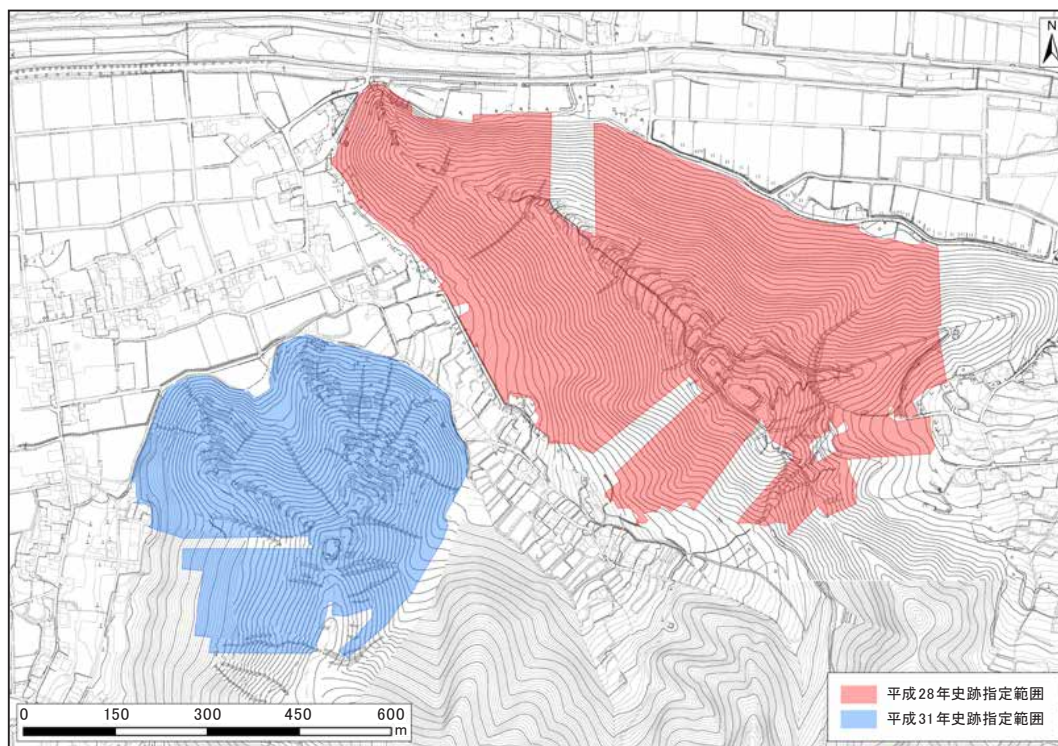
林小城は延長525メートル、最大幅510メートルの城域を有し、標高774メートルの尾根中腹に隅丸方形で石積や高土塁をもつ主郭を構える。主郭両側面の斜面には畝状縦堀を、主郭に至る尾根上には堀切や不整形の削平地を多数設ける。尾根筋は大規模な堀切により分断しており、途中で合流しつつ山麓まで達する長大な縦堀を配する。主郭とその周辺の平場には鉢巻き状の石積が、隅角部を造らず隅丸方形に巡る。石積は山塊で産出する花崗岩や安山岩系統の岩石を用いて荒割りしたものを布積みしており、垂直に安定して積み上げるため背面に控積みを行い互いの用材を噛み合わせる工夫がなされる。主郭には新旧二段階の変遷が想定されるが、生活遺物の出土はほとんどみられず、山上における長期の居住は想定しがたいことが発掘調査により明らかになっている。

このように小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから武田晴信の信濃侵攻により信濃を追われるまでの小笠原氏の居城である。井川城から林城（大城・小城）への移動は、戦国期の平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。林小城は居館が想定される大嵩崎谷を挟んで林大城と一体として機能したもので、井川城、林城と合わせて室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に示す重要な事例である。よって、林城跡（小城）について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成31年（2019）2月号（665号）より引用）



【図5】小城史跡指定範囲図



【図6】林城跡史跡指定範囲図

### 第3節 土地所有・管理の状況

#### 1 土地所有状況

史跡小笠原氏城跡の土地所有の状況は、以下の表のとおりです。

【表4】土地所有状況一覧（令和4年（2022）1月1日現在）

所有区分	井川城跡	大城	小城	合計
市所有地	5,092.92 m <sup>2</sup>	2,270.54 m <sup>2</sup>	—	7,363.46 m <sup>2</sup>
個人所有地	2,877.36 m <sup>2</sup>	336,481.00 m <sup>2</sup>	147,930.00 m <sup>2</sup>	487,288.36 m <sup>2</sup>
神社所有地	—	14,876.00 m <sup>2</sup>	—	14,876.00 m <sup>2</sup>
合計	7,970.28 m <sup>2</sup>	353,627.54 m <sup>2</sup>	147,930.00 m <sup>2</sup>	509,527.82 m <sup>2</sup>

#### 2 管理団体

史跡小笠原城跡を管理すべき地方公共団体として、次のとおり平成29（2017）年3月22日付で、松本市が指定されました。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

#### ○文化庁告示第20号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成29年3月22日

文化庁長官 宮田 亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	平成29年文部科学省告示第7号	松本市（長野県）

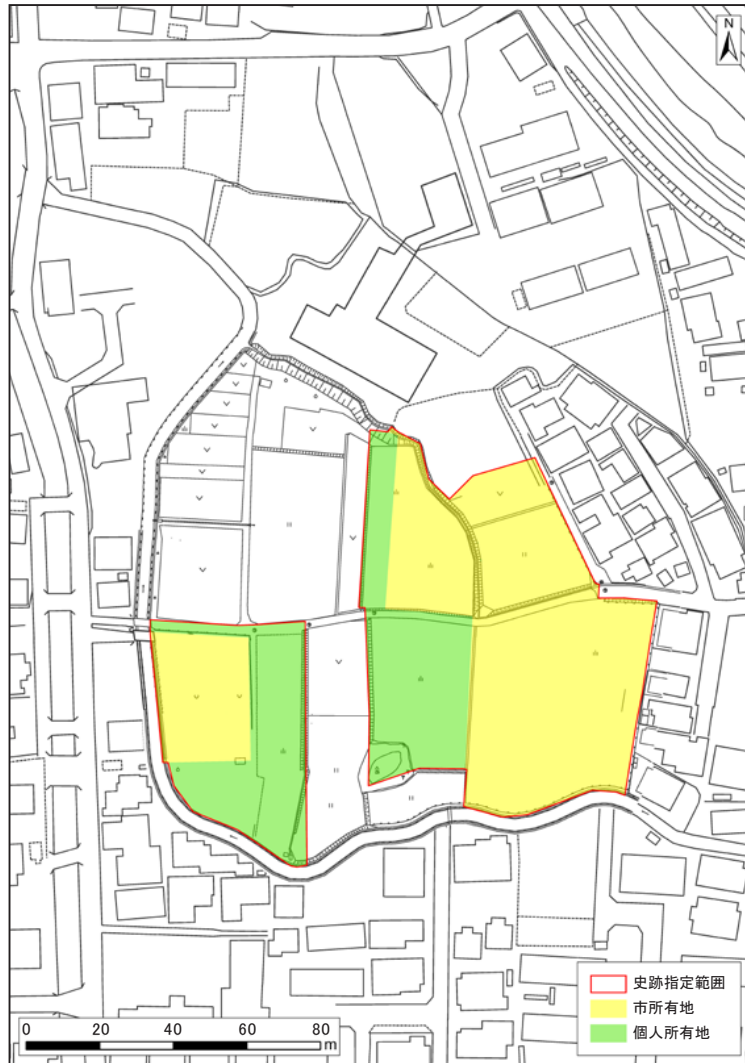
#### 3 公有化の経緯

井川城跡は、平成29年度から史跡指定地の公有化を進めています。

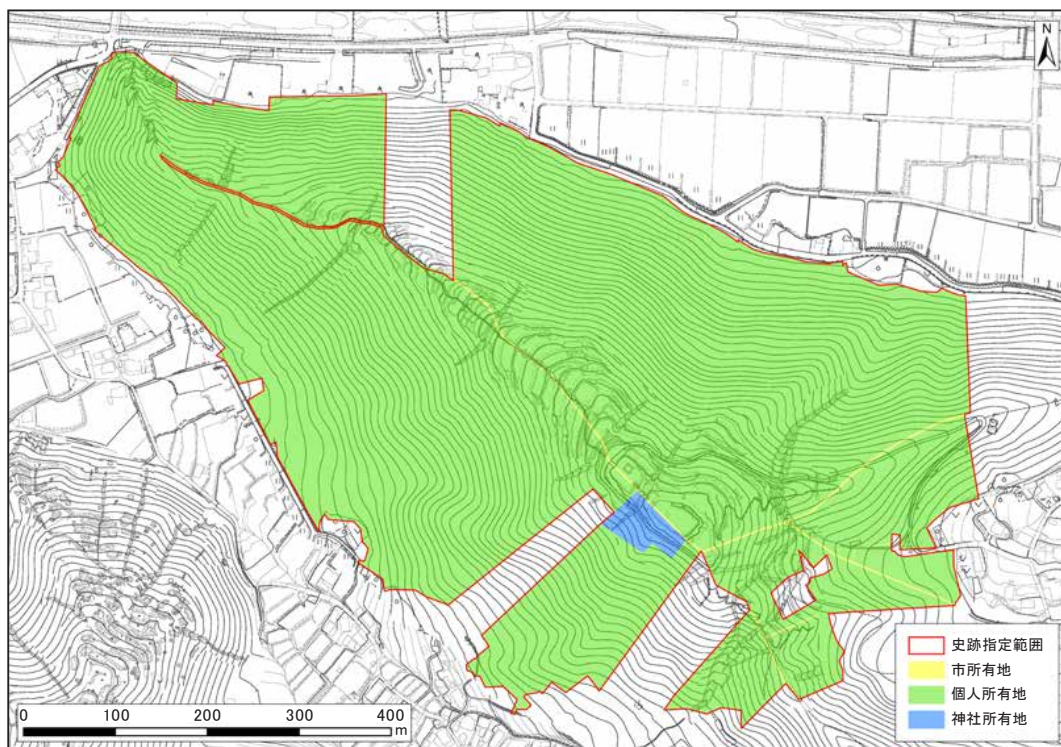
林城跡については、令和3年度（2021年度）時点では公有化を行っていません。

【表5】井川城跡史跡指定地公有化の状況

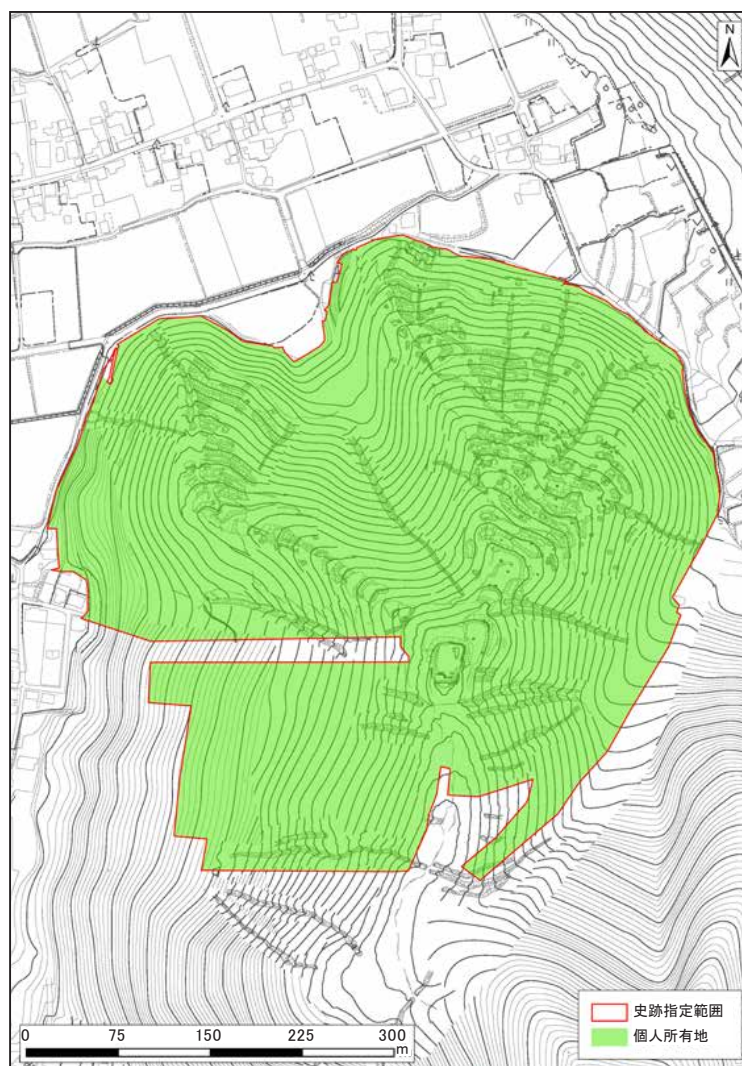
年度	面積
平成29年度	870.78 m <sup>2</sup>
令和2年度	4,080.00 m <sup>2</sup>
合計	4,950.78 m <sup>2</sup>



【図7】土地所有区分図(井川城跡)



【図8】土地所有区分図(大城)



【図9】土地所有区分図(小城)

## 第4節 指定範囲における法令の規制等

史跡小笠原氏城跡に関わる法規制等を整理します。

### 1 文化財保護法

小笠原氏城跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

### 2 森林法（図10）

#### (1) 保安林

史跡小笠原氏城跡のうち、大城及び小城の一部が保安林に指定されています。そのため、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

#### (2) 地域森林計画対象民有林

松本市は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象地となる民有林に対し、同法第10条の5に基づき松本市森林整備計画を策定しています。史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡が該当しており、立木の伐採を行う場合は、松本市長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出する必要があります。

### 3 農地法（図11、12）

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、松本市農業委員会の許可又は届出が必要となります。

### 4 農業振興地域の整備に関する法律（図13）

農業振興地域のうち、農用地区域に指定された土地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可申請に先立ち、長野県知事同意の上、松本市が定める農用地利用計画の変更（農振除外等）を行う必要があります。

### 5 都市計画法（図14）

#### (1) 市街化調整区域

林城跡が該当し、建築物の築造、開発行為等に制限がかかります。

#### (2) 市街化区域、用途地域

井川城跡が該当し、住居の環境保護を定めた第1種住居地域に指定されています。

### 6 土砂災害防止法（図15）

#### (1) 土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行います。

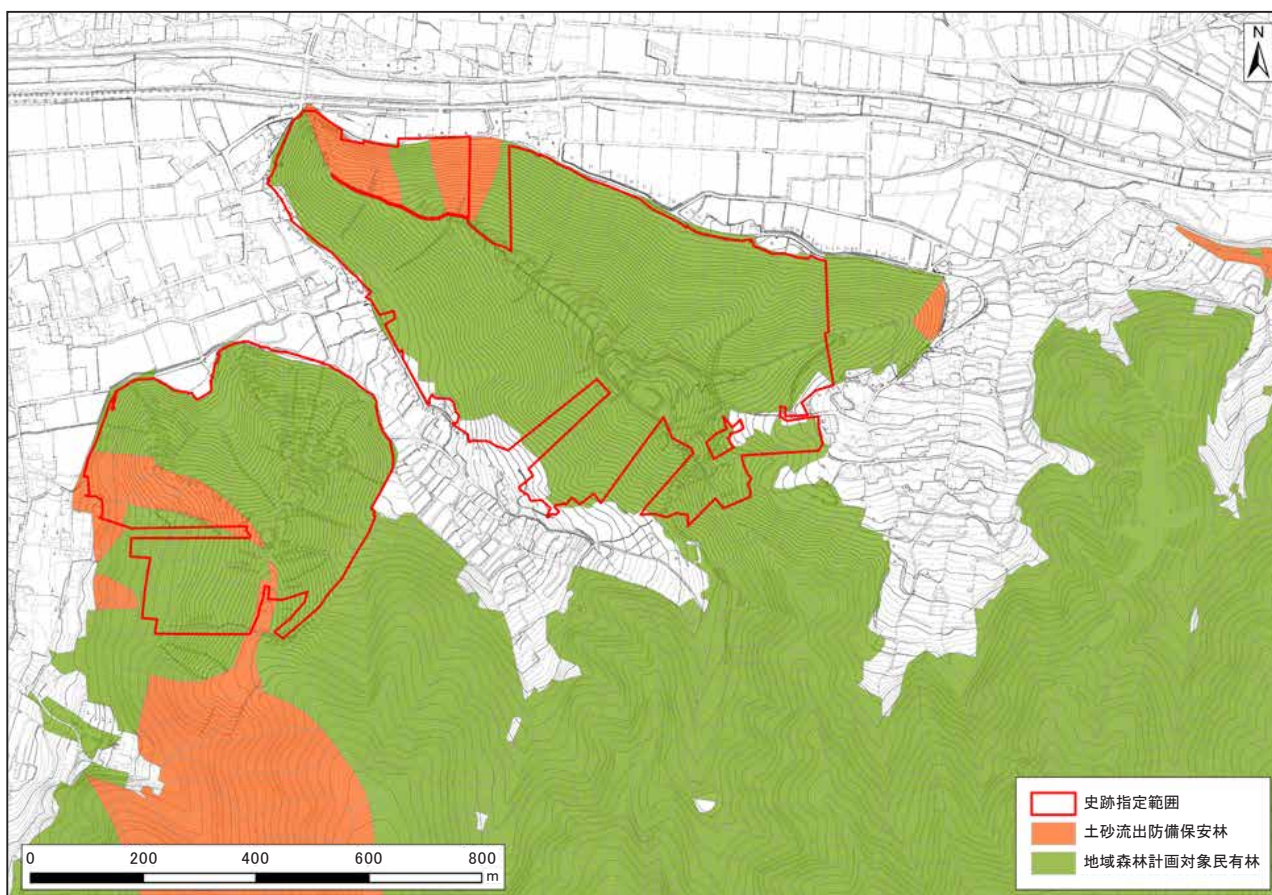


## (2) 土砂災害特別警戒区域

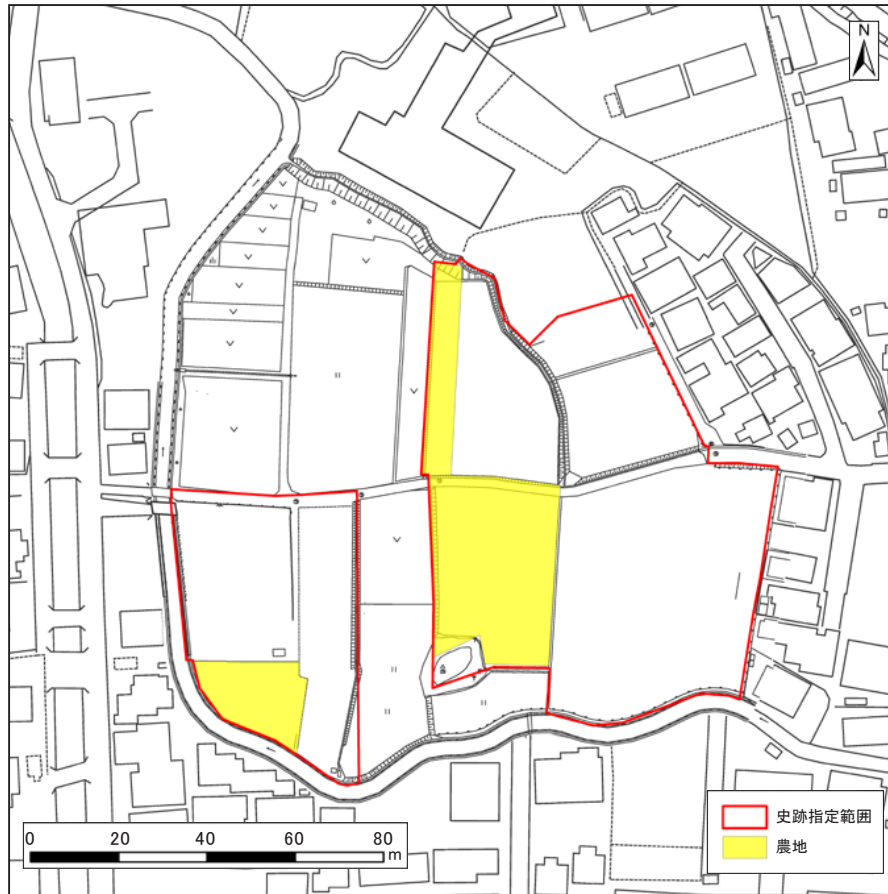
特定の開発行為が許可制となるほか、建築物の構造規制などの制限を県又は市が行います。

【表6】法適用現況一覧

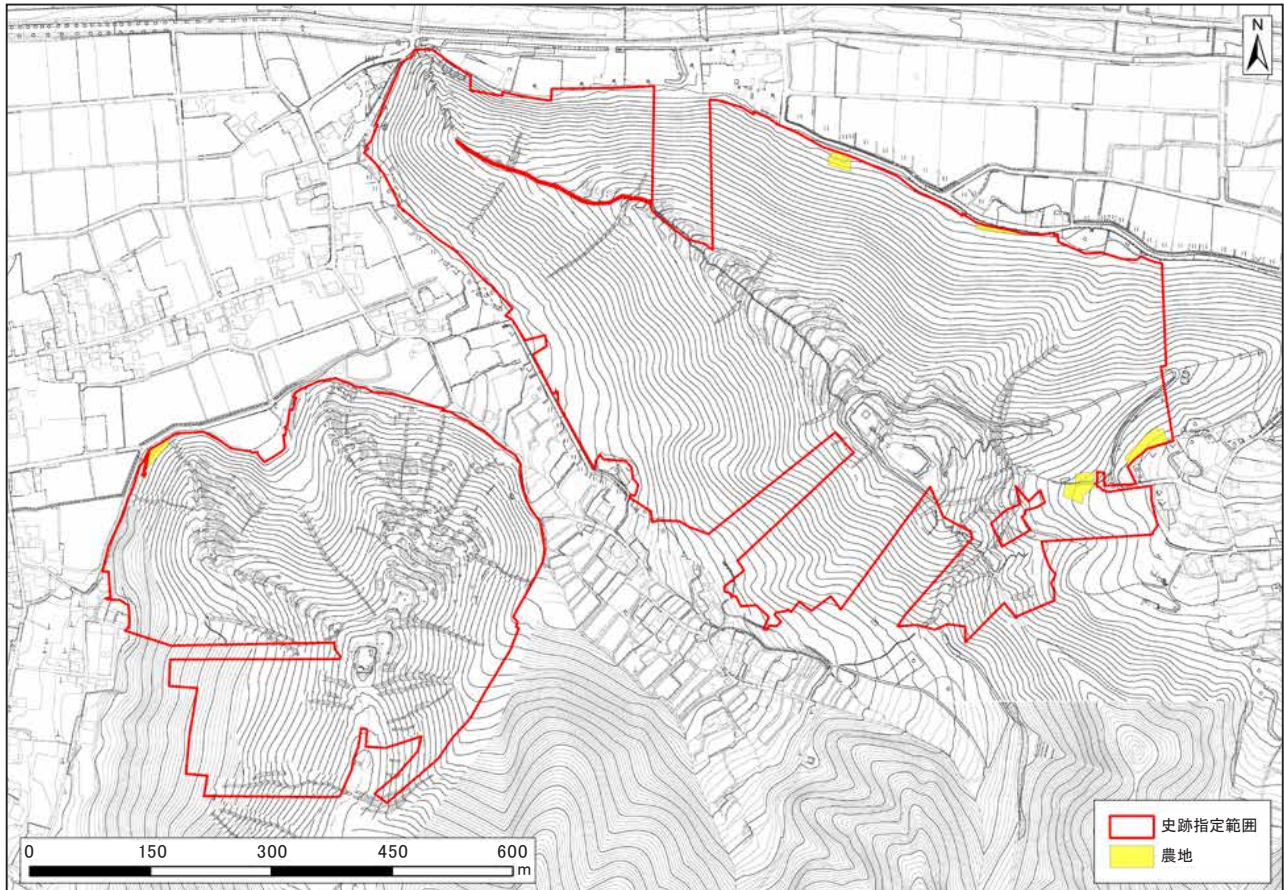
名称	法令	井川城跡	大城	小城
史跡	文化財保護法	○	○	○
保安林	森林法	—	○	○
地域森林計画対象民有林	森林法	—	○	○
農地	農地法	○	○	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	○	—
市街化調整区域	都市計画法	—	○	○
市街化区域	都市計画法	○	—	—
用途地域 (第1種居住地域)	都市計画法	○	—	—
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○



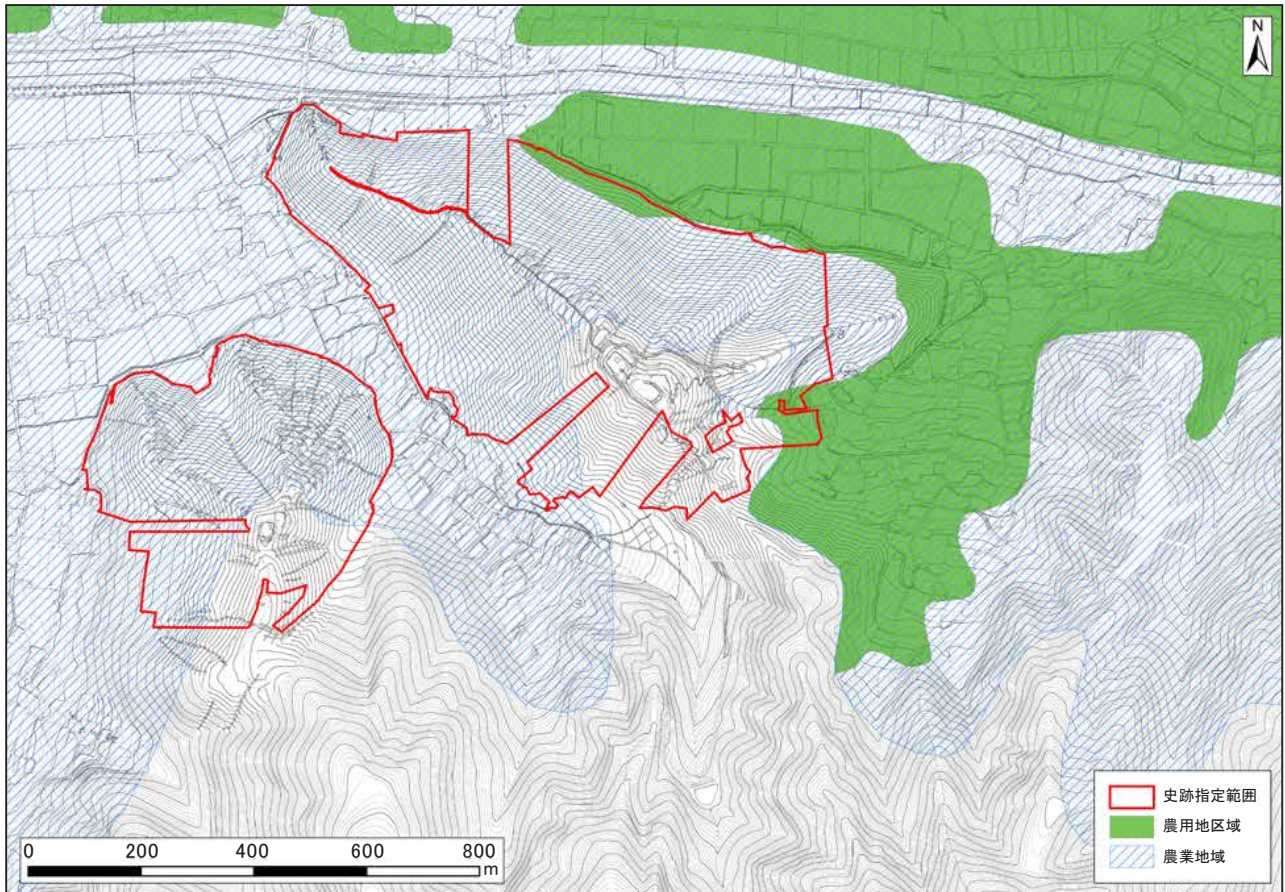
【図10】 林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林  
(「信州暮らしのマップ(森林区域(松本市))」(長野県)を使用して作成)



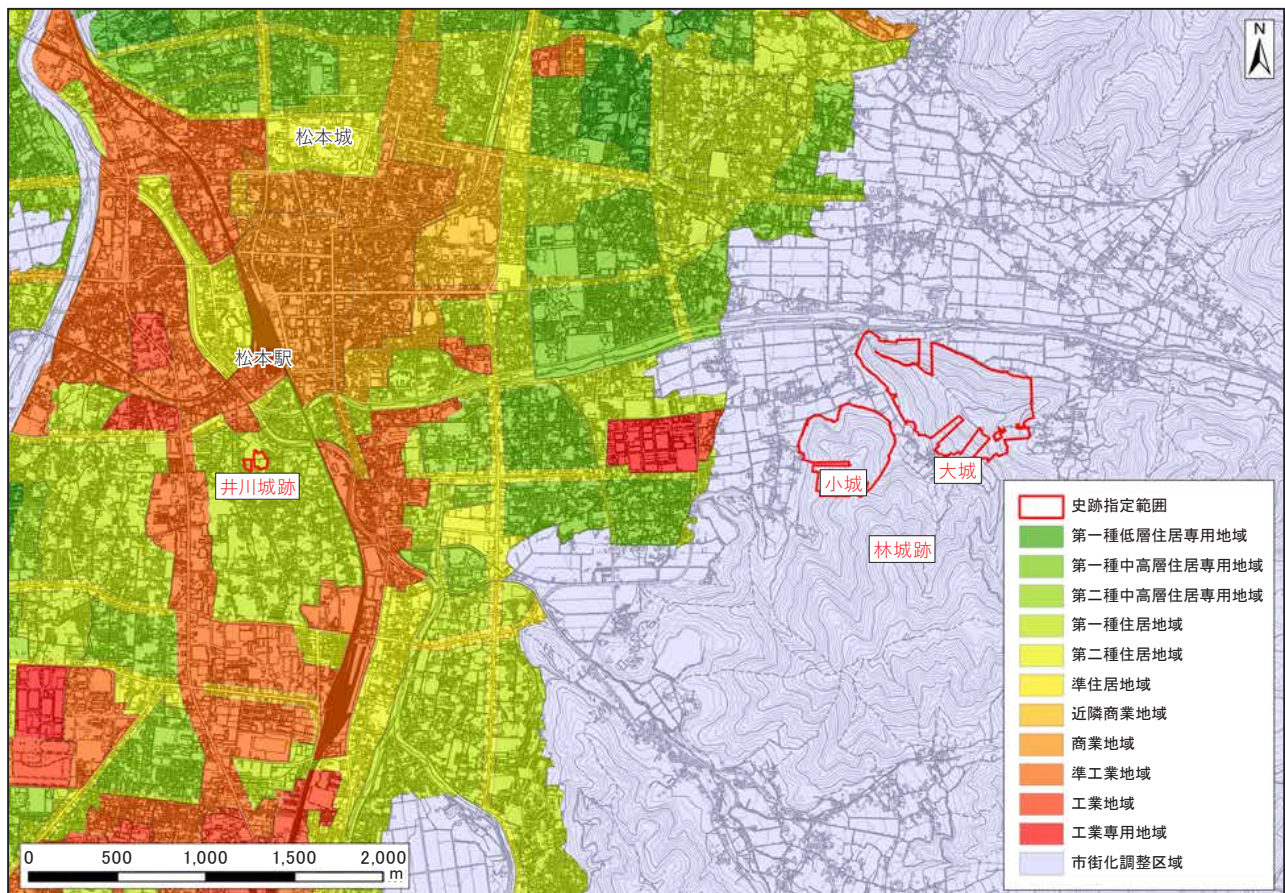
【図 11】 史跡指定範囲内の農地 (井川城跡)



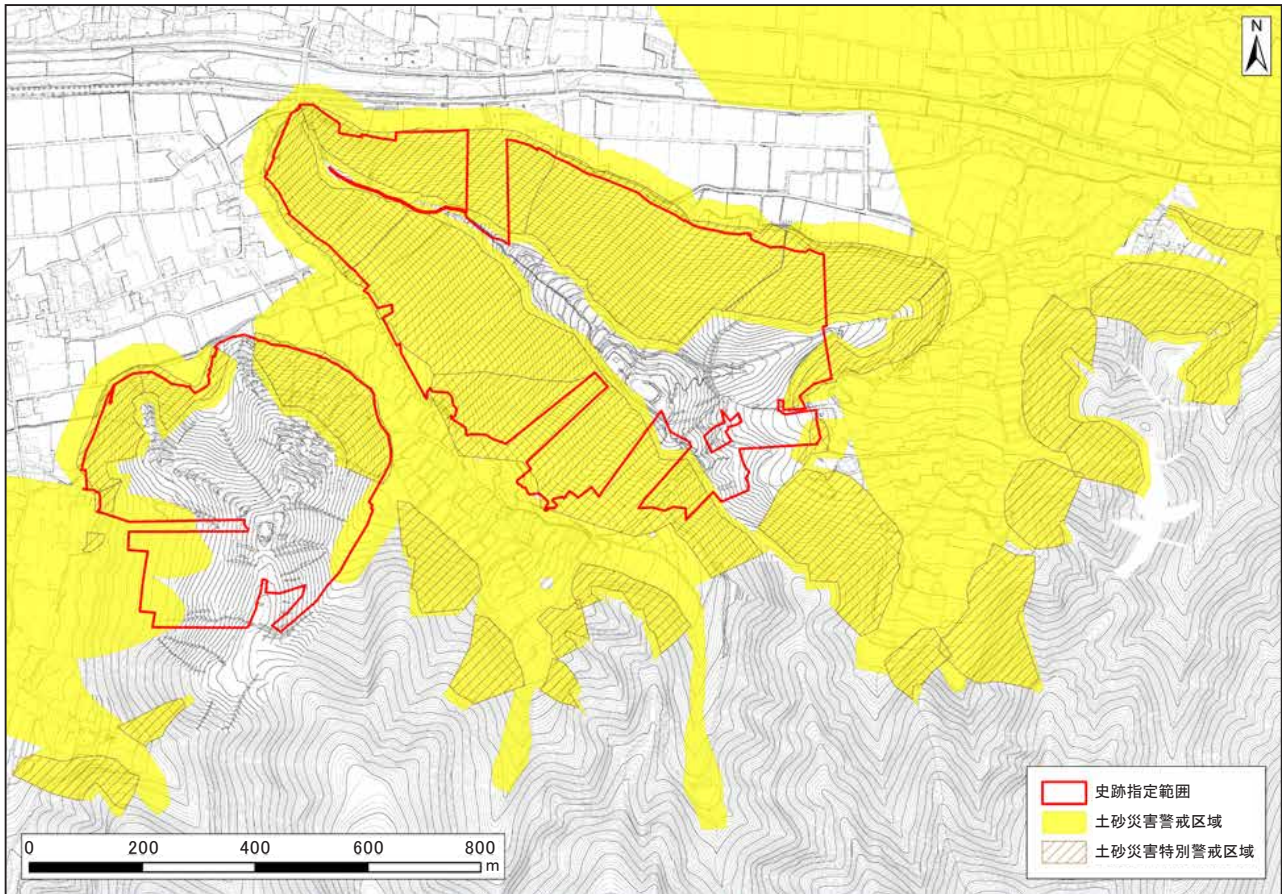
【図 12】 史跡指定範囲内の農地 (林城跡)



【図13】 史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域（林城跡）  
 （「信州暮らしのマップ（農用地区域・農用地域）」（長野県）を使用して作成）



【図14】 史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と市街化調整区域  
 （「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）を使用して作成）



【図15】 林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域  
 (「国土数値情報(土砂災害警戒区域)」(国土交通省)を使用して作成)

## 第5節 自然的環境

### 1 位置

松本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東西 52.2 キロメートル、南北 41.3 キロメートル、面積 978.47 平方キロメートルの市域を有し、6市3町5村に接しています。

井川城跡は、松本駅から南に約1キロメートルの田川と奈良井川に挟まれた標高 585 メートルに位置しています。また、林城跡は本市の東側にある高遠山（標高 1,317 メートル）から北西へ延び出た尾根の先端付近に築かれています。大嵩崎集落を挟んで大城（標高 844 メートル）、小城（標高 774 メートル）が南北に相対して位置しています。



【図 16】松本市の位置

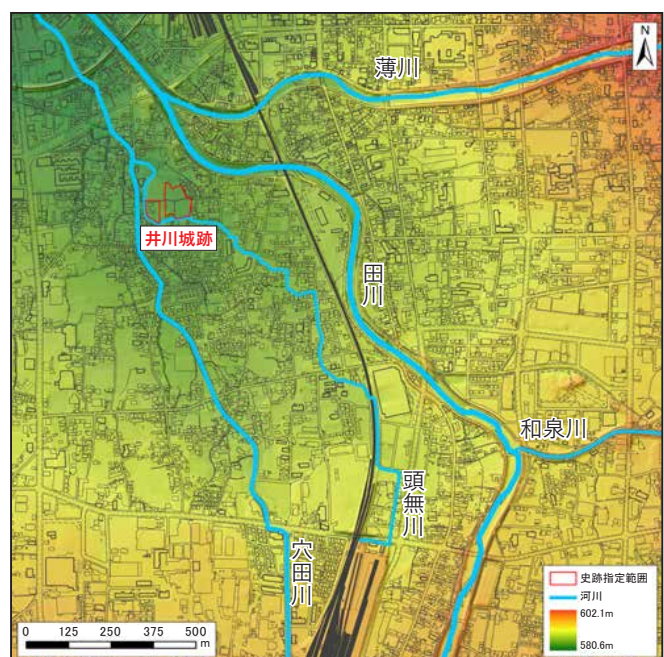
### 2 地形・地質

松本市は、西に北アルプス、東に筑摩山地を配し、本州中央部を縦断する糸魚川—静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地を中心とした地域に位置しています。地質は、糸魚川—静岡構造線をはさんで、西側は山岳部を中心に中・古生代（4 億年前～6,500 万年前）の堆積岩や花崗岩などの固い地層や岩石、東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新第三紀（2,303 万年前～258 万年前）以降の比較的柔らかい地層や岩石が主体です。

松本市街地は、標高 600 メートルの等高線によって三方を囲まれた盆地状の地形をなしています。ここに梓川、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川等の河川が流れ込み、洪水時に運ばれた砂礫によって扇状地が形成されています。松本盆地一帯には、地下水盆が形成されていることから、市内各所で湧水が見られます。

井川城跡は、上述の河川が集まる低地に位置し、田川の自然堤防の西側に広がる後背湿地中の微高地（周囲より 1.0～1.5 メートル程高い）に、更に盛土を行い築かれました。

林城跡周辺の薄川流域の山塊は、地



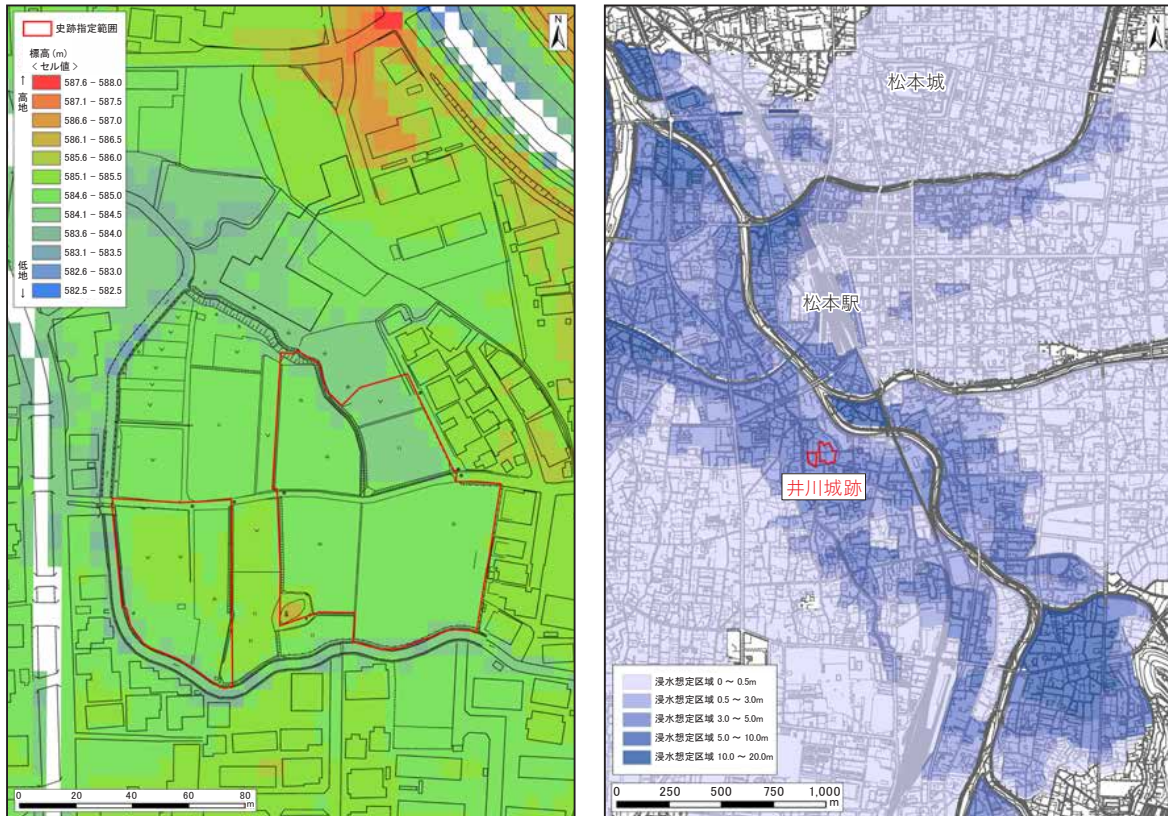
【図 17】井川城跡周辺水路図

質学的には新第三紀前期中新世～中期中新世に形成された玄武岩や安山岩、砂岩、礫岩等からなる内村層を主体とし、そこに貫入した後期中新世の閃緑斑岩や石英閃緑岩が各所に見られます。

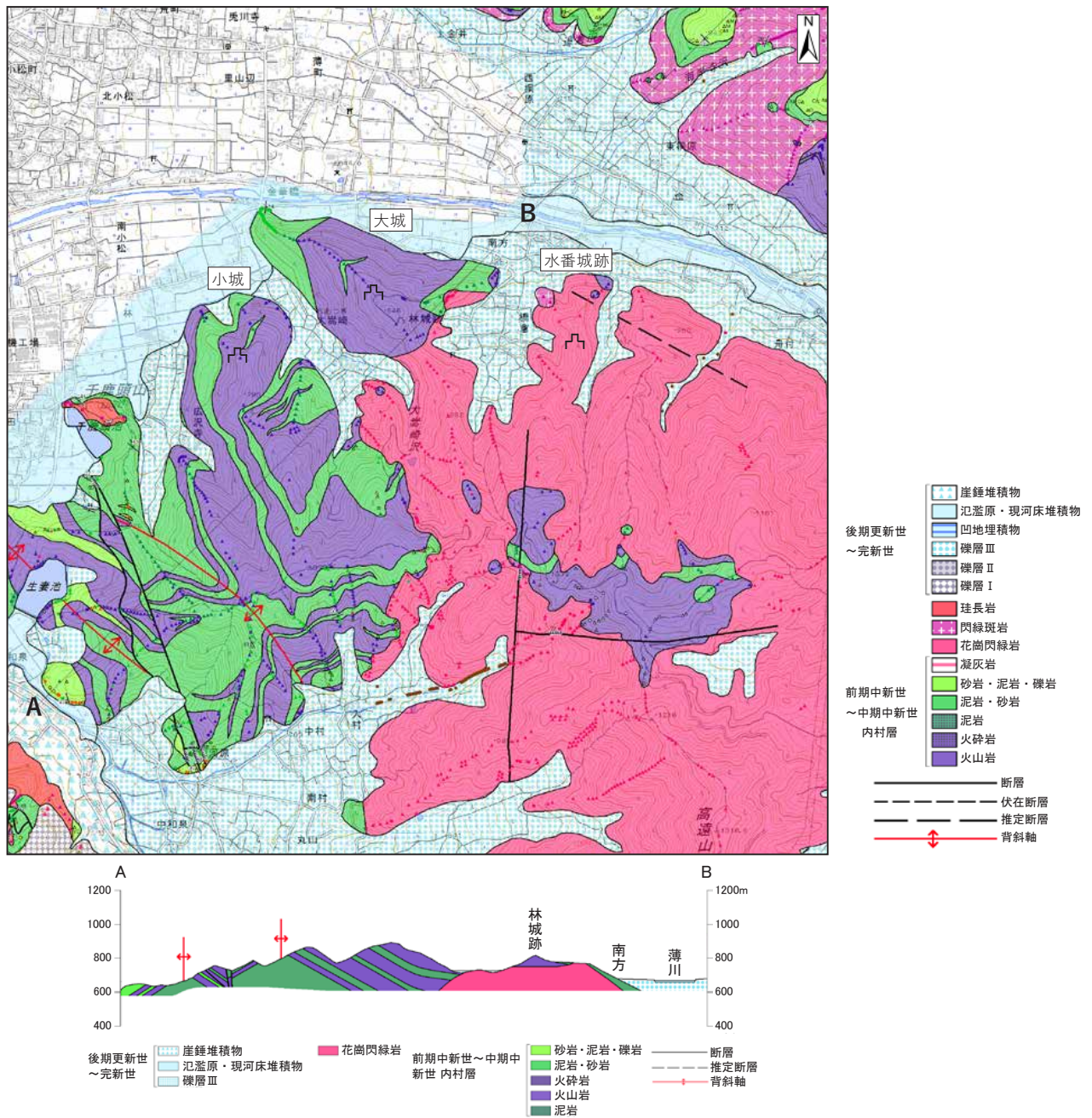
林城跡は、盆地に面した急峻な尾根地形を利用して築られました。大城では、内村層の珪質泥岩や火山岩（安山岩など）の露頭や風化土壌が見られます。

また、小城にも同様に各所で内村層に属する岩石やその風化土壌が露出しています。

大城を含む山塊の後方、高遠山一带には前記の新第三紀に貫入した花崗閃緑岩が広く分布し、大城の南東ではその露頭も観察できます。



【図18】井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域でみる井川城跡周辺の地形  
 (「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)及び「国土数値情報(洪水浸水想定区域)」(国土交通省)を使用して作成)



【図19】林城跡周辺地質図と断面図 (小山俊滉氏作製図を一部加工)

### 3 植生

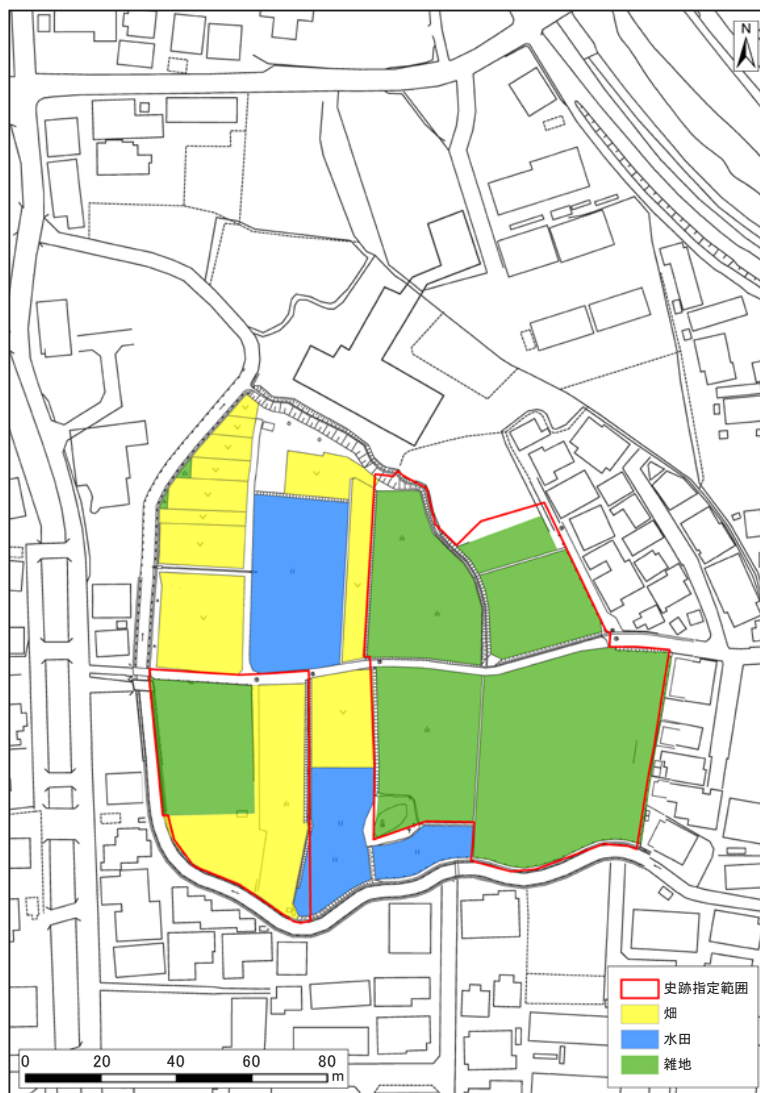
松本市中心部、四賀地区、梓川地区の山地帯下部（標高 1,000 メートル以下）では、人の手が加わったカスミザクラ-コナラ群落やアカマツ群落などの二次林が多く分布し、波田地区はカラマツ植林が広い面積を占めます。

安曇地区及び奈川の山帯上部（標高 1,000 メートル～1,600 メートル）にはクリーミズナラ群落が分布し、安曇、奈川、波田地区の亜高山帯（1,600 メートル～2,500 メートル）は、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林が分布し、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹もわずかに分布します。安曇地区の高山帯（2,500 メートル以上）は、ハイマツ群落や風衝草原となっています。

井川城跡がある鎌田地区周辺は、市街地化されていますが、耕作地（水田、畑）が散在しており、史跡指定地周辺も耕作地として使用され、管理された環境です。

大城周辺は、アカマツ群落とクリーコナラ群落が大部分を占め、東部にカラマツ植林があります。

小城周辺は、大部分がアカマツ群落となり、その中にクリーコナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が見られます。



【図 20】井川城跡の植生





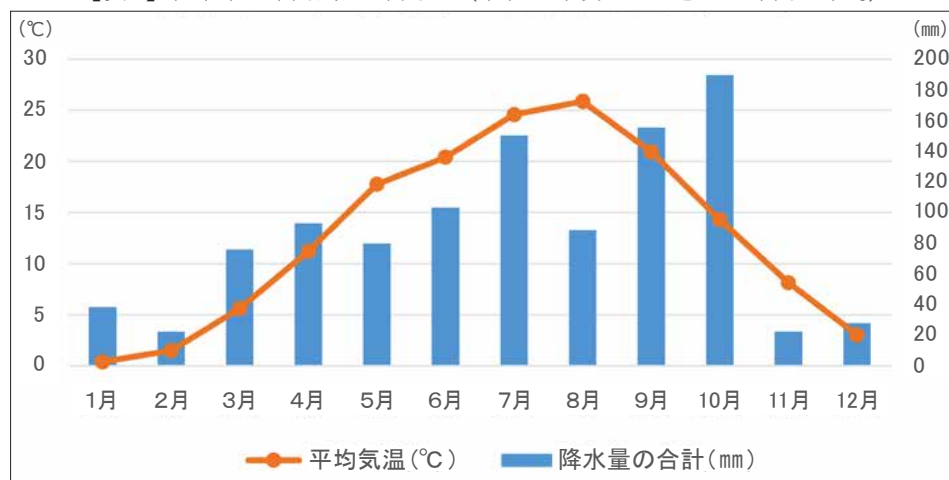
【図 21】 林城跡の植生  
 (「信州暮らしのマップ(森林区域(松本市))」(長野県) を使用して作成)

#### 4 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。平成 28 年(2016) から令和 2 年(2020) までの過去 5 年間では、年平均気温は 12.8 度、年間の降水量は 1,047 ミリ、平均湿度は 66.3 パーセント、日較差の平均は 11.1 度、年較差の平均は 46.9 度と長野県内の都市の中で最も大きくなっています。

夏は朝晩過ごししやすいものの、日中は 30 度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下 10 度を下回ることもあります。

【表 7】 松本市の年間気温と降水量 (令和 2 年度までの過去 5 年間の平均)



## 第6節 社会的環境

### 1 人口

松本市の人口は、平成14年(2002)の244,603人をピークに減少に転じ、令和3年(2021)4月1日時点で人口237,484人、世帯数107,069世帯(「松本市統計月報」)となっています。人口は、今後更に減少していくと予想されています。令和2年(2020)の高齢化率は、28.2パーセントとなっており、今後も高齢化が進むことが予測されています。

### 2 交通

#### (1) 交通の歴史

松本周辺は、古代律令制の下で整備された東山道が通っており、伊那方面から松本平に入り、上田方面に抜けるルートが使われていました。また、善光寺平に通じる支路が筑摩郡内で分岐していました。

この道は、中世にも用いられ、鎌倉街道として塩尻峠から諏訪を經由する道(近世の甲州街道)と、保福寺峠から塩田を經由する道(旧東山道)の二つが使われたようです。

近世になると善光寺平へ通じる道は、北国脇往還となり、保福寺峠を越える道は保福寺道になりました。松本は、これらの道に加えて飛騨へ通じる野麦街道、糸魚川へ通じる千国街道が交わる交通の要衝となりました。

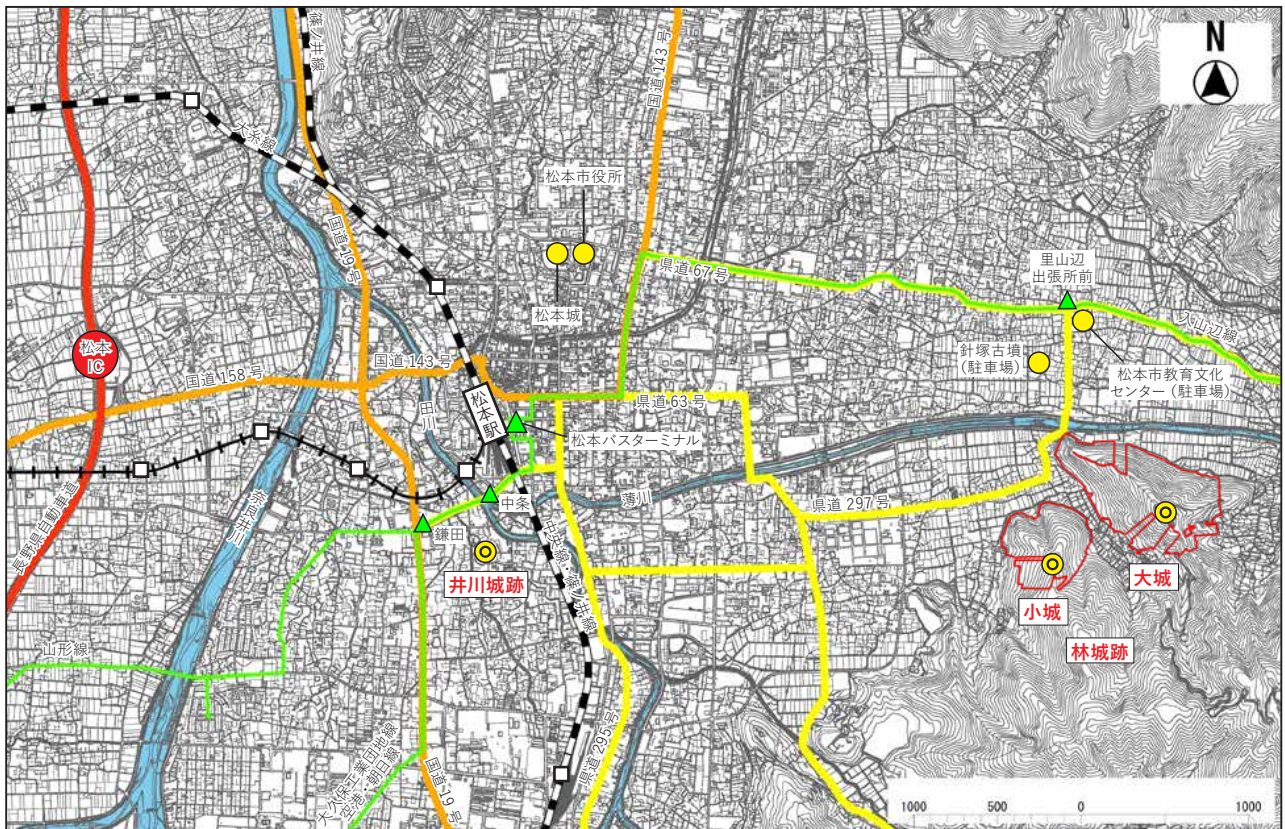
#### (2) 交通の現況

JR松本駅から、JR篠ノ井線、中央本線、大糸線が運行しており、首都圏から松本市には2時間30分程でアクセスが可能です。また、アルピコ交通上高地線が新島々駅まで運行し、上高地方面へ行く観光客の交通手段となっています。

鉄道以外の交通手段は、昭和40年(1965)に県営松本空港が開港したほか、平成5年(1993)に長野自動車道(岡谷～更埴)が全線開通したことで、松本ICから全国の高速道路網へ接続できるようになりました。

井川城跡は、松本駅から約1.2キロメートル、バス停「中条」「鎌田」から約500メートル、自動車では松本ICから約3キロメートルでアクセスできますが、専用の駐車場はありません。

林城跡へは、松本駅から直線距離で約3.4キロメートルあり、最寄りのバス停はコミュニティバスの路線であることから、観光などでの利用は難しく、約800メートル離れたバス停「里山辺出張所前」を利用します。また、自動車でのアクセスは、松本ICから林城跡まで直線距離で約5.6キロメートルありますが、専用の駐車場はなく、付近の公共施設等の駐車場を利用しています。



【図 22】交通現況図



凡例

- (Red line) : 高速道路
- (Orange line) : 国道
- (Yellow line) : 県道 (史跡周辺)
- (Black dashed line) : 鉄道 (JR)
- (Black dashed line with cross-ticks) : 鉄道 (私鉄)
- (Green line) : 史跡までのバス路線
- (Yellow circle with dot) : 史跡小笠原氏城跡
- (Yellow circle) : その他の文化財及び公共施設
- ▲ (Green triangle) : バスターミナル及び最寄りのバス停
- (Black square) : 駅

## 第7節 歴史的環境

### 1 旧石器時代から古墳時代

#### (1) 松本市域の様子

松本市域に人々が暮らし始めたことを確認できるのは、今から約 14,000 年から 13,000 年前の旧石器時代と考えられ、この時代の石器が各所で採集されています。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになり、特に人口が増加し定住が進んだ中期の集落跡が山麓の高台や河岸段丘上に数多く見られます。代表的な遺跡としては、早期の稲倉桜田遺跡(本郷)、中期の坪ノ内遺跡(中山)、小池遺跡(寿)、葦原遺跡(波田)、後・晩期のエリ穴遺跡(内田)、石行遺跡(寿)などが挙げられます。エリ穴遺跡の土製耳飾りを中心とした出土品は、長野県宝に指定されています。

弥生時代には、稲作の普及により耕地が広がった結果、中期後半以降は低湿地を囲むように大きな集落が出現します。代表的な遺跡として、境窪遺跡(神林)、県町遺跡(第3、里山辺)、百瀬遺跡(寿)や、銅鐸の破片が出土した宮渕本村遺跡(白板)などが挙げられます。

古墳時代に入ると集落の在り方に変化が生まれ、小笠原氏城跡にも近く、市街地を見下ろす中山丘陵の突端に築かれた東日本最古級、3世紀末の前方後方墳である史跡弘法山古墳(庄内、中山)を望むように、出川周辺に大きな集落が形成されます。市内に築かれた古墳は現在、160基ほど確認されており、中でも古墳時代後期に築かれた古墳は群を抜いて多く、中山古墳群はその代表的な存在となっています。



史跡弘法山古墳

#### (2) 井川城跡周辺の様子

奈良井川と田川に挟まれ、低湿地が広がる井川城跡周辺では、縄文時代の遺跡は確認されていません。

弥生時代では、出川西遺跡(松南)や出川南遺跡(松南、芳川)など井川城跡の南に広がる市街地より標高の高い南松本駅一帯で、弥生時代中期から後期の住居跡が確認されています。古墳時代になると、出川西・出川南遺跡全域に集落が拡大し、古墳時代中期から後期の埴輪を伴う平田里古墳群(松南)や高宮遺跡(鎌田)の水辺の祭祀跡なども発見されています。また、井川城跡からは、古墳時代中期の甕が出土しています。

#### (3) 林城跡周辺の様子

縄文時代の遺跡としては、林山腰遺跡(里山辺)から柄鏡形敷石住居跡が発見されています。

弥生時代の遺跡は、再葬墓を伴う針塚遺跡(里山辺)、後期の集落遺跡である堀の内遺跡(里山辺)などが確認されており、既にこの頃から開発されていた様子が確認できます。

また、古墳時代の遺跡は、5世紀後半(古墳時



柄鏡形敷石住居跡(林山腰遺跡)

代中期)に築造された県史跡針塚古墳(里山辺)や7世紀前半(古墳時代後期)築造とされる南方古墳(入山辺)があり、南方古墳の副葬品は松本市重要文化財に指定されています。

## 2 奈良・平安時代

### (1) 松本市域の様子

奈良時代になると、松本市域には律令制度により国府を結ぶ官道として東山道が通り、郷里制による行政区画として筑摩郡と安曇郡が設置されました。『和名類聚抄』の記載から、小県郡にあった信濃国府は、8世紀末から9世紀前半までに筑摩郡に移されたと考えられています。

東山道のルートに近いと推定される県町遺跡では、多量の緑釉陶器や、越州窯系青磁、海老錠といった特殊な遺物が出土するなど、官衙的な性格がうかがえ、松本が東山道における重要な拠点であったと推察されます。

平安時代になると、市内の山中や、山麓に寺院が建立され始め、牛伏寺の木造十一面観音及両脇侍立像(重要文化財)を始めとした仏像群、放光寺の木造十一面観音立像(長野県宝)、旧海岸寺の木造千手観音立像(長野県宝)といった仏像彫刻はこの時期のもので、牛伏寺では鉢伏山の山腹にある堂平から9世紀～12世紀の古い寺院跡が発掘され、松本市西部にある若澤寺跡や元寺場跡、松本市東部の桐原城跡に隣接し市重要文化財の経筒と白磁合子が出土した旧海岸寺などとともに古代～中世の山寺の様子を伝えています。

### (2) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南方に位置する史跡弘法山古墳北麓の平畑遺跡(庄内)や南松本の平田北遺跡(芳川)、出川南遺跡から奈良・平安時代の住居跡が見つかっています。

なお、井川城跡においても中世の盛土の下から9～12世紀の遺物が出土しており、井川城が築かれる以前から低湿地に囲まれた微高地が生活の場として使われていたことが分かっています。

### (3) 林城跡周辺の様子

林城跡周辺は筑摩郡山家郷に属し、「山家」の初見は奈良時代の天平勝宝4年(752)の東大寺正倉院の白布の墨書に見られます。平安時代になると小笠原氏の祈願寺であった兎川寺が創建されました。この時代の遺跡としては、千鹿頭北遺跡(里山辺)、神田遺跡(庄内)、薄町遺跡(里山辺)、堀の内遺跡など薄川の扇状地上やその周辺の集落跡が挙げられ、林山腰遺跡からも平安時代の住居跡が確認されています。

## 3 中世

### (1) 松本市域の様子

鎌倉時代は、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、当初比企氏でしたが、後に北条氏に代わり、鎌倉幕府が倒れて北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となり、当初は船山(千曲市)を守護所としました。一方、当時の松本は府中と呼ばれ、古代以来国府が置かれた場所として政治上重要な地域でした。

中世の松本市街地周辺は捧庄に属し、小笠原氏は府中に進出した際、その一角である井川を本拠地に定めて信濃国を治めました。しかし、実際に支配の及ぶ範囲は主に中・南

信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士（国人）が勢力を張っていました。こうした中、応永7年（1400）には、守護として赴任した小笠原長秀に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀が守護を解任されています。

長秀の後は小笠原政康が、守護としての勢力を取り戻しましたが、政康の没後に小笠原氏内部で相続を巡る争いが起き、府中と伊那を本拠地とする2家に分裂することになりました。府中小笠原氏の本拠地は、その後戦乱が激しくなる15世紀後半には、平地の井川城から林（大嵩崎）に移り、山城である林城を構えました。

天文17年（1548）、小笠原長時が守護の時、甲斐（現在の山梨県）の武田晴信（信玄）が信濃国に攻め入り、長時は塩尻峠で武田氏と戦い敗れました。天文19年（1550）、武田勢が松本に攻め込んでくると、小笠原勢は戦わずして敗走し、本拠地の林城は周囲の城とともに落城しました。晴信は府中に入ると、深志城を修築し、拠点としました。

## (2) 考古資料からみる松本市域の様子

中世以降は、掘立柱建物や礎石建物を建てて居住することが一般的になり、遺跡の変遷をたどることが難しくなりますが、市内では多くの中世遺跡が発掘されています。

集落では、比較的広い面積の調査が行われた新村遺跡（新村）や高畑遺跡（芳川）などで、11世紀後半から14世紀代の村落が見つかっています。また、一ツ家遺跡（内田）からは方形の区画溝を伴う竪穴状遺構・掘立柱建物・柱穴列が見つかったほか、隣接する小池遺跡から馬具や甲冑の小札が出土しており、武士の屋敷関連の遺跡と考えられています。また、墓域として、向畑遺跡（中山）で762基の中近世の土坑墓が調査され、13世紀から15世紀の焼物が出土しています。さらに川西開田遺跡（神林）では1,748基の土坑墓が見つかり、12世紀末から16世紀初頭の焼物のほか刀装具などが出土しています。

宗教関係の遺跡では、元寺場遺跡（波田）で複数の平場、礎石建物や基壇などが調査され、鎌倉時代から戦国時代にかけての山岳寺院が明らかになりました。また、四賀地区の虚空蔵山を中心とする「虚空蔵山宗教遺跡群」（仮称）の調査で、13世紀から16世紀末の殿村遺跡、15世紀から16世紀初頭の虚空蔵山城跡（十二原沢上流の平場群）下層遺構面から、寺院跡と考えられる石積を伴う平場、礎石建物跡、掘立柱建物跡などが確認されています。

松本城周辺には、低湿地が広がっており、中世前半（13世紀から14世紀）の人々は、微高地上に住んでいたことが分かってきました。柳町では15世紀後半から16世紀前半の焼物と木札が出土しており、『信府統記』に記載のある市辻・泥町（市の跡）との関係が考えられています。深志城跡と断定できる遺構はまだ見つかっていませんが、二の丸の近世土塁下から礎石が、土居尻と大名町では幅5メートル、深さ2メートル規模の堀の可能性のある溝が確認されています。また、大名町と土居尻では整地土内から笹塔婆が、土居尻では流路の中から柿（こけら）経が見つかっており、深志城前後の時期に、周辺で何らかの祭祀が行われたことが推定されます。

深志城のほかに松本市内の中世城館は、山城のほか砦・居館などあわせて約100か所が知られていますが、このうち赤木南城（寿）、桐原城（入山辺）、虚空蔵山城跡（四賀）などで、竪堀の一部が調査されています。また、虚空蔵山城跡では、平石積の石積や竪堀・土塁を伴う曲輪群が調査されています。

### (3) 小笠原氏に関する寺社

小笠原政康は、嘉吉元年（1441）に里山辺林に竜雲寺を建てました。竜雲寺は、後に小笠原長棟（長時の父）によって廣澤寺に名を改めたと伝わり、小笠原氏の菩提寺でもあります。小笠原氏は、筑摩神社を信仰しており、政康が寄進した筑摩神社本殿は、重要文化財に指定されています。また、大城の麓には小笠原清宗以来の祈願所とされた慈眼寺があり（廃仏毀釈により廃寺）、元々は大城のある金華山に寺域を構えたと伝わります。江戸時代には、大城の北西端の「堂平」と呼ばれるところに観音堂がありました。



土居尻で確認された溝跡

### (4) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南東約1キロメートルの位置にある出川遺跡（庄内、松南）からは、遺物等の状況から16世紀前半～中頃と思われる住居跡を伴う集落跡が見つかっています。住居跡からは、多量の炭化物や、焼土が検出されており、火災によって廃絶された痕跡がうかがえます。

### (5) 林城跡周辺の様子

中世の山家郷の地頭は、山家氏が務めていました。山家氏は、諏訪上社と関わりのある神氏が定着したのが始まりとされています。山家氏は、小笠原氏と度々対立し、文明12年（1480）に拠点とする山家城を攻められ、翌年には、山家光家が敗死し、神氏系統の山家氏は滅びました。その後、播磨国から来たとされる折野山家氏が入りますが、小笠原氏に背き、天文17年の塩尻峠の戦いでは武田氏に味方しました。

中世の遺跡としては、県史跡の山家城跡、桐原城跡などの山城のほか、前述の磐座や経塚を伴う山寺である旧海岸寺跡、地頭である神氏系山家氏が元弘元年（1331）に開創した徳雲寺跡、儀礼に用いた多量のかわらけや輸入陶磁器を伴う住居跡が確認された入山辺南方遺跡（入山辺）があります。

## 4 近世

### (1) 松本市域の様子

天正10年（1582）、武田氏が織田信長に敗れ滅びると、府中は織田氏の支配下となりました。しかし、本能寺の変により信長が亡くなると、徳川家康を後ろ盾とした長時の子貞慶が深志城に入り、府中を治めました。この際に深志の名を松本と改め、以降、松本の地名が用いられるようになりました。

天正11年（1583）4月、上杉景勝が麻績城を攻め落とすなど、府中を狙った動きを見せると、貞慶は徳川氏との連携を密にしていきます。天正13年（1585）になると貞慶は家康と断交して秀吉方につき、家康方の保科正直がいる高遠城（伊那市）を攻めましたが、天正15年（1587）に秀吉の命令により貞慶と家康の関係修復が図られました。

天正18年（1590）の小田原攻めでは、秀吉が景勝に援軍派遣を命じるとともに、貞慶との争いをやめさせました。また、小田原攻めの結果、北条氏の遺領が家康に与えられる

と、家康指揮下の信濃の諸将が関東に移ることとなり、小笠原氏も下総古河に移りました。小笠原氏の後は石川氏が松本を統治しました。こうして信長が亡くなった後、信濃を巡って起こった動乱は終結しました。

信濃は、上野、甲斐、駿河と共に、関東にいる徳川氏への備えとして機能したことから、石川数正は天正19年(1591)に松本城の城普請に着手しました。数正が文禄元年(1592)に亡くなると、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2～3年(1593～1594)には天守、乾小天守を築造しました。また、城下町の設計も行われ、貞慶によって建設された方形区画の城下町を、主軸方向を変更し、近世的な短冊形地割の城下町に造り替えたことが分かっています。これにより城下町への集住も進み、松本城が政治、経済の中心となりました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は6家23代で、その時の石高は表8のとおりです。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川氏と関係の深い藩主が置かれました。

【表8】松本藩主と石高

藩主	在藩期間	石高
石川氏 2代	1590～1613年	8万石
小笠原氏 2代	1613～1617年	8万石
戸田氏 2代	1617～1633年	7万石
松平氏 1代	1633～1638年	7万石
堀田氏 1代	1638～1642年	10万石 (内松本7万石)
水野氏 6代	1642～1725年	7万石
戸田氏 9代	1726～1871年	6万石

(2) 井川城跡周辺の様子

江戸時代の井川城跡周辺は、小島村でした。『信府統記』には、「小島村古城地」として井川城が紹介されています。

(3) 林城跡周辺の様子

享保3年(1718)桐原村と薄町・兎川寺・上金井・荒町村の間で山論が起きました。山論は、桐原城跡がある大蔵山(大倉山)を巡って行われ、この時に書かれたとされる絵図(桐原城古図)が残っており、江戸時代の山城の様子をうかがうことができます。



【図23】桐原城古図(部分：松本市立博物館蔵)

5 近代

(1) 松本市域の様子

明治4年(1871)、廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生します。筑摩県は、明治9年(1876)に廃止され、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併されました。

廃藩置県によって、松本城は不要となり、明治5年(1872)に売りに出され、取壊しの危機を迎えました。しかし、市川量造の活躍や、人々の寄付によって破却を免れます。その後も、荒廃した天守を憂えた小林有也が、有志と共に天守閣保存会を設立し、明治36年(1903)から大正2年(1913)にかけて、松本城天守の修理工事を行いました。



明治40年(1907)、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。

当時の松本を代表する産業の一つとして、養蚕・製糸業が挙げられます。大正11年(1922)には、市内に41か所の製糸工場が稼働していたほか、養蚕に使用する蚕網は松本の特産物として、明治28年(1895)の第4回内国勸業博覧会に出品されました。

製糸業は、昭和4年(1929)に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年(1938)の国家総動員法、昭和17年(1942)の企業整備令により、平和産業の軍需産業の転用により大打撃を受けました。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸または転換が行われました。さらに昭和17年から昭和19年(1944)にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

## (2) 井川城跡周辺の様子

明治8年(1875)小島村は周辺7か村と合併し、筑摩村となり、明治21年(1888)市制町村制が制定されると、翌年旧小島村のうち田川を挟んで東側は松本町に、井川城跡がある西側は松本村となりました。明治40年松本町が市制を施行し松本市になると、大正14年(1925)に松本村は松本市に合併されました。



半地下工場跡(林山腰遺跡)

## (3) 林城跡周辺の様子

第2次世界大戦の際、先述のとおり松本市には軍事工場の疎開が計画されました。昭和20年(1945)の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の松本市疎開に当たっては、中山、入山辺、里山辺などに、半地下・地下軍事工場の建築が行われました。特に里山辺については、林城山(大城)、向山(小城)に地下工場、林山腰遺跡がある大嵩崎集落に半地下工場が造られ、現在も痕跡が残っています。



半地下工場屋根基部材(上)と床付近の部材(下)  
(林山腰遺跡)

## 6 現代

### (1) 市域の形成

昭和23年(1948)2月、松本市が中心となり1市13か村経済文化協議会を結成しました。この協議会は、松本市の商工業と周辺農村地帯を有機的に一体として均衡のとれた発展を目指すことを目的にしたものです。

昭和28年(1953)、町村合併促進法が施行されると、松本市は経済文化協議会を構成する13か村との合併を計画し、協議を開始しました。翌年13か村の内12か村と今井村が松本市と合併し、林城跡がある入山辺村及び里山辺村も松本市となりました。その後、昭和49年(1974)に本郷村、平成17年(2005)に四賀村、安曇村、奈川村、梓川村、

平成22年(2010)に波田町が合併し現在の市域が形成されました。

## (2) 三ガク都

松本市は、市の特徴を表す言葉として、「岳都」、「楽都」、「学都」の3つを柱とする「三ガク都」を標榜しています。

「岳都」は、毎年多くの山岳愛好家を迎える、自然豊かな山に囲まれた様子を示しています。

「楽都」は鈴木鎮一氏が昭和21年(1946)に創始し、多くの芸術家を輩出してきた「スズキメソード」や、世界的指揮者である小澤征爾氏らが集い演奏する「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」(現在は「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」と改称)を始め、市民レベルまで含めた音楽活動が盛んで、活動の舞台となるホールなども充実していることから、街全体が音楽の気風に満ちていることによります。

「学都」は、旧開智学校の開校や旧松本高等学校の誘致など、教育に力を入れてきた歴史があり、また、社会教育・生涯学習の実践が盛んで、教育を尊重する気風があることによります。松本市は、「三ガク都」を礎にした自然、文化、歴史あふれる都市となっています。

## (3) 文化財行政

松本市の文化財行政としては、これまで埋蔵文化財調査、石造文化財悉皆調査、伝統的建造物実態調査、未指定文化財総合調査等を実施して文化財の実態把握に努めるとともに、文化財指定を推進し、その保護を図ってきました。また、市域の文化財保存活用のアクションプランとして平成31年(2019)2月に策定した松本市文化財保存活用地域計画は、令和元年(2019)7月に法定計画として国内初の認定を受けました。

市民が自らの住む地域に誇りを持ち、歴史や文化を活かしたまちづくりを進め、文化財を後世に受け継いでいけるよう、文化財の積極的な保存・活用・整備を行っています。



特別名称及び特別天然記念物上高地



セイジ・オザワ・松本フェスティバル © 山田毅



国宝旧開智学校校舎